



KENSHINREN
静岡県信連

2023 ディスクロージャー誌
静岡県信連の現況
DISCLOSURE



CONTENTS

01 | ごあいさつ

02 | JAバンク静岡とは

- 02 JAグループの枠組み
- 03 JAバンクシステム

04 | 当会の考え方

- 04 静岡県信連の経営理念体系
- 05 経営方針
- 06 中期経営計画
- 07 静岡県信連のサステナビリティ
- 08 SDGsへの取り組み
- 19 地域の皆さまとの関わり
- 20 リスク管理

29 | 業務のご案内

- 29 貯金等窓口業務
- 30 融資業務
- 31 為替・決済業務
- 31 受託貸付業務
- 31 資金運用業務
- 31 系統金融企画・推進業務
- 31 相談・研修業務
- 31 電算業務
- 32 オンラインサービス
- 33 手数料一覧

34 | 組 織

- 34 組織
- 36 店舗
- 36 特定信用事業代理業者に関する事項
- 37 沿革

38 | 業 績

- 38 業績
- 52 役員等の報酬体系
- 53 貯金計数
- 53 貸出金計数
- 58 有価証券計数
- 60 経営諸指標
- 62 連結情報
- 77 計算書類等の適正等に係る確認書

78 | 自己資本の充実の状況

- 78 単体
- 90 連結

100 | ご 案 内

- 100 ホームページ
- 100 JAバンク静岡の相談窓口

101 | 索 引

●本冊子は、農業協同組合法第54条の3の規定に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

静岡県信連シンボルマーク 込められた意味

上方に向かって伸びる直線は「調和・地域・協同・創造・健全」を意味し、それら5つが団結して、JA・信連一体となって上昇することを意味しています。また、常に安定した社会を創造し、未来に前進することも表現しています。

- 赤 常に前進しようとする情熱とエネルギー
- 白 何ものにも染まらぬ潔白
- 黒 確固たる信念、強い意志、団結、安定



ごあいさつ



経営管理委員会会長 梶 毅

代表理事理事長 吉田 正吾

皆さまには、日頃より静岡県信連をお引き立ていただきまして厚くお礼申し上げます。

このたび「2023年ディスクロージャー誌」を作成いたしましたのでご案内いたします。

本誌では、JAバンク静岡の概要、当会の経営方針・業務内容や近年の業績に至るまで広く取上げ、皆さまにわかりやすくお伝えすることを心がけて作成いたしました。ぜひご覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当会は昭和23年の設立以来、農家組合員・地域の皆さまの繁栄及び地域社会の発展に貢献することを使命に事業を展開させていただいております。これもひとえに皆さまのご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、ご高承のとおり、令和4年度の日本経済は、供給制約の緩和と経済活動の正常化を背景に、内需を中心に緩やかに持ち直してきました。一方、資源価格の高騰や、32年ぶりとなる円安水準が国内物価を押し上げる中、家計の負担増加が消費者心理の重しとなりました。世界経済においては、ウクライナ情勢の長期化を背景に、食品やエネルギー価格等が高騰する中、各国の中央銀行はインフレ抑制に向けた金融引締めに追われました。今後は、急速な金融引締めに伴う影響や、ウクライナ情勢等の地政学リスク、加えて米欧において金融システム不安がくすぶる中、世界的な景気減速が懸念されます。

金融を巡る情勢は、人口減少を背景とした地方経済の低迷に加え、日銀の金利政策等による収益力の悪化、コロナ対策として取り組んだ実質無利子・無担保融資の返済本格化など、厳しい経営環境が続く中、新たなビジネスモデルの構築に迫られています。

農業・JAを巡る情勢は、輸入に依存している肥料原料や生産資材の価格高騰に加え、頻発する自然災害や家畜伝染病の発生など生産基盤を揺るがす要因も多く、目まぐるしく変化する環境への対応が求められています。また、「SDGs」や「みどりの食料システム戦略」など環境問題への関心は世界的に高まっており、環境調和型農業への取り組みも重要となっています。

こうした情勢下、当会は『静岡県信連グループ中期経営計画（2020～2022年度）』の最終年度として、目標の達成に向け取り組んでまいりました。

令和5年度につきましては、新たにスタートした『静岡県信連グループ2か年計画（2023～2024年度）』の初年度であり、「持続可能な農業・地域の成長・発展に貢献する」ことを存在意義とし、ビジョン“アグリ・ジョナル Agrirional コーディネーター Coordinator”の実現に向けた第2フェーズと位置づけ、静岡県信連グループとしての価値を深化・創造させるべく邁進していく所存でございます。

今後におきましても、引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

JAバンク 静岡とは

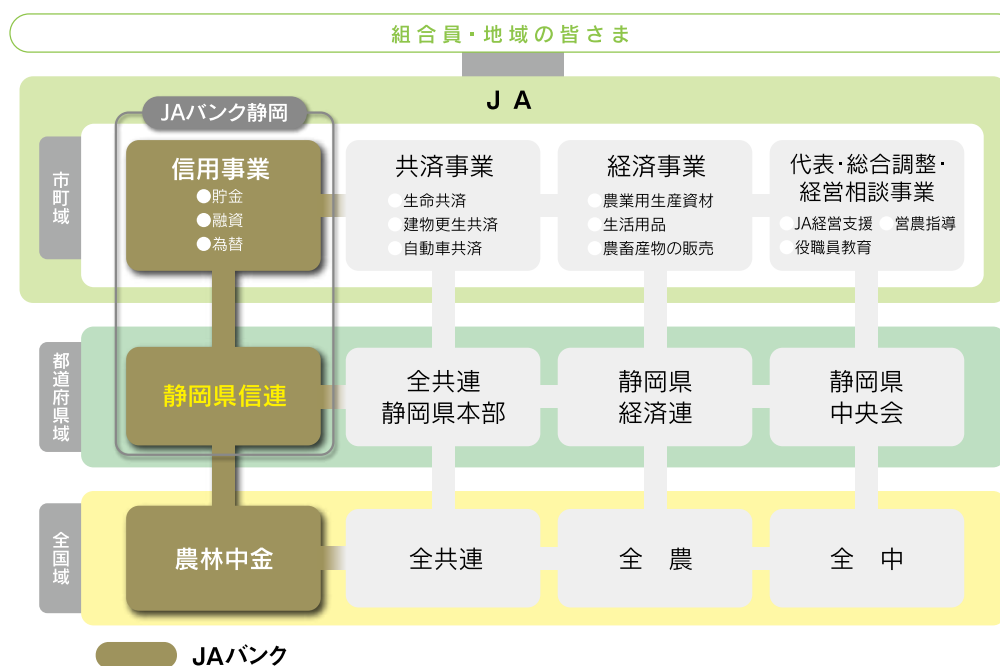
JAグループの枠組み

「JA」は農業協同組合の愛称で、信用事業、共済事業、経済事業、経営相談事業等様々な事業を行っています。このうち信用事業は総称して「JAバンク」と呼ばれており、各地域のJAと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信用農業協同組合連合会（信連）、全国域の本部機能を担う農林中金とで「JAバンク」グループを形成しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として

静岡県下 JA の事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として皆さまのお役に立つ金融サービスを提供しています。当会は JA グループの一員として、県下 JA と一体となって JA の組合員及び地域の皆さまから信頼される事業運営に努め、地域の農業及び経済の発展に貢献してまいります。

JAグループ組織図



JAバンク静岡のネットワーク



組合名

- | | |
|----------|-----------|
| ① JAふじ伊豆 | ⑥ JA掛川市 |
| ② JAしみず | ⑦ JA遠州夢咲 |
| ③ JA静岡市 | ⑧ JA遠州中央 |
| ④ JA大井川 | ⑨ JAとびあ浜松 |
| ⑤ JAハイナン | ⑩ JAみっかび |

※ 各JAの詳細について

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/tenpo/>

JAバンクシステム

JAバンクシステム

便利と安心の「JAバンクシステム」です。

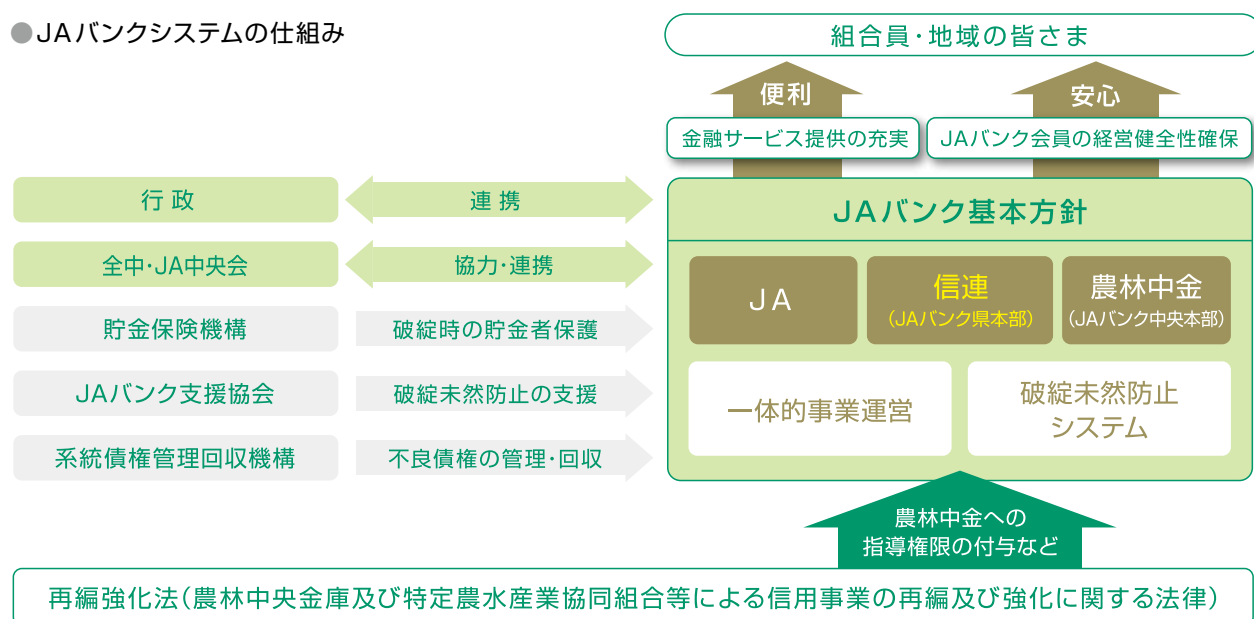
「JAバンクシステム」とは、再編強化法に則り、JAバンク会員総意のもと策定された「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関（JAバンク）として機能し、一体的に事業運営に取り組むシステムです。

金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」と、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」

の2つの柱で、組合員・地域の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をご提供します。

JAバンクは豊富な資金量とワイドなネットワークを活かして総合金融サービスを提供し、組合員・地域の皆さまに貢献しています。

● JAバンクシステムの仕組み



JAバンク・セーフティネット

“安心”だから「JAバンク」が選ばれます。

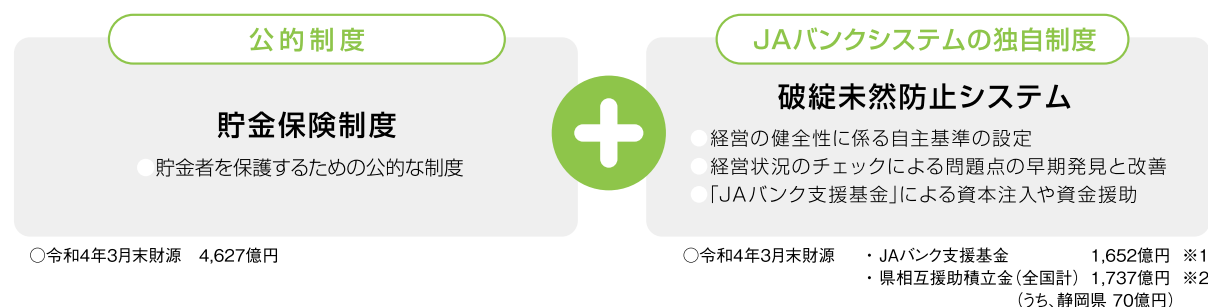
より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

第一は公的制度である「貯金保険制度」。そして第二は「JAバンクシステム」のもと、JAバンク全体で経営の健全

性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」。

この2つの仕組みから成り立つ「JAバンク・セーフティネット」で、組合員・地域の皆さまに、より一層の“安心”をお届けします。

● JAバンク・セーフティネットの仕組み



※ 1. JAバンク支援基金 …全国のJAバンク会員等が拠出した負担金により運営されている基金です。
2. 県相互援助積立金 …県域が個別に定めた基準により拠出した財源（積立金）です。

当会の考え方

静岡県信連の経営理念体系

理念

経営理念

経営方針

静岡県信連として永続的に追求する**存在意義・使命**

理念

静岡県信連が大切にする**経営の考え方**

目指す姿

Vision

経営理念を追求するうえで、静岡県信連としてどうあるべきかという**目指すべき姿**を表現した**将来像**



価値観

行動規範

理念・Visionを追求するうえで、静岡県信連として**どのようにすべきか**を示すもの

役職員の行動指針

理念・Visionを追求するうえで、静岡県信連の役職員として**どのように考えどのように行動すべきか**を示すもの

経営計画

中期経営計画

Visionの実現に向けて、何を実践していくかを示した**具体策・計画**(事業活動の基本)

Mission[使命]

●食農ビジネス ●JA支援 ●投融資

Base[基盤]

●経営基盤

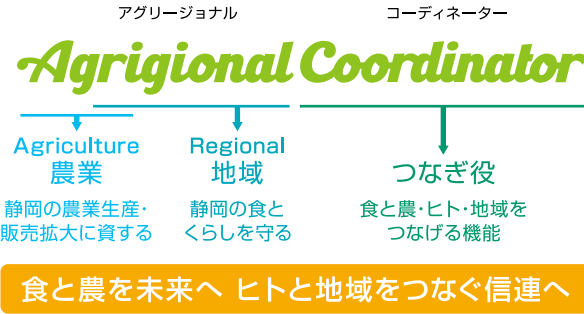
経営方針

当会は、“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客さまの期待と信頼にこたえることを使命とします。

理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをととして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

Vision



concept

静岡の誇る食と農を未来へとつないでいくため、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、静岡の農業の発展になくてはならない存在となることを目指す。

行動規範

連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をととしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

組織・職場の活性

- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

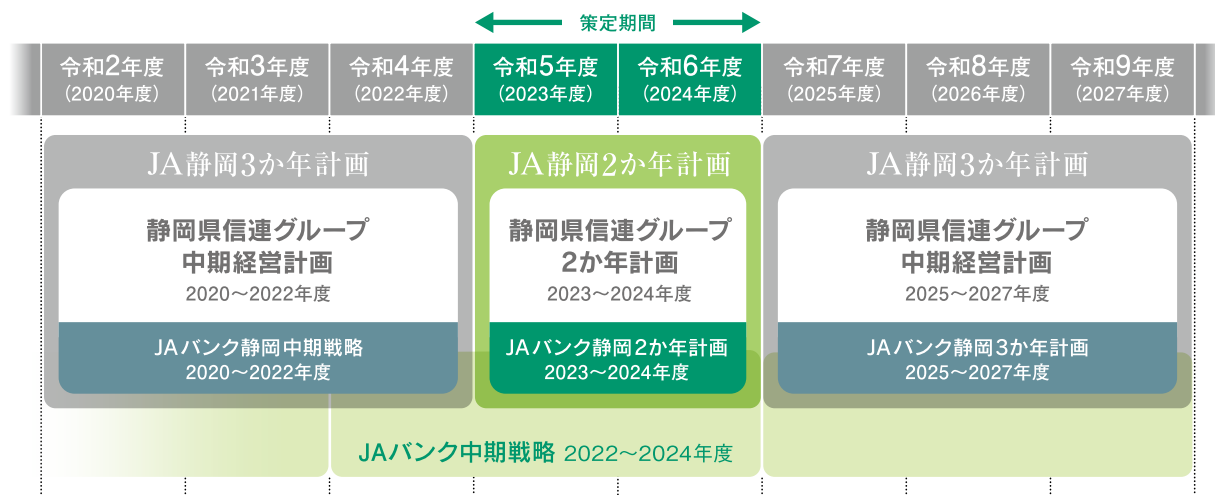
役職員行動指針

- 信頼に対し実意(誠意・熱意・好意)を持って行動します。
- 社会的公共性を踏まえその責務を果たします。
- 創造性と協調性をもって目標に向かい邁進します。
- 主体性ある行動により改革と飛躍を目指します。
- 豊かな人間性とやりがいを創出し幸福を追求します。

中期経営計画

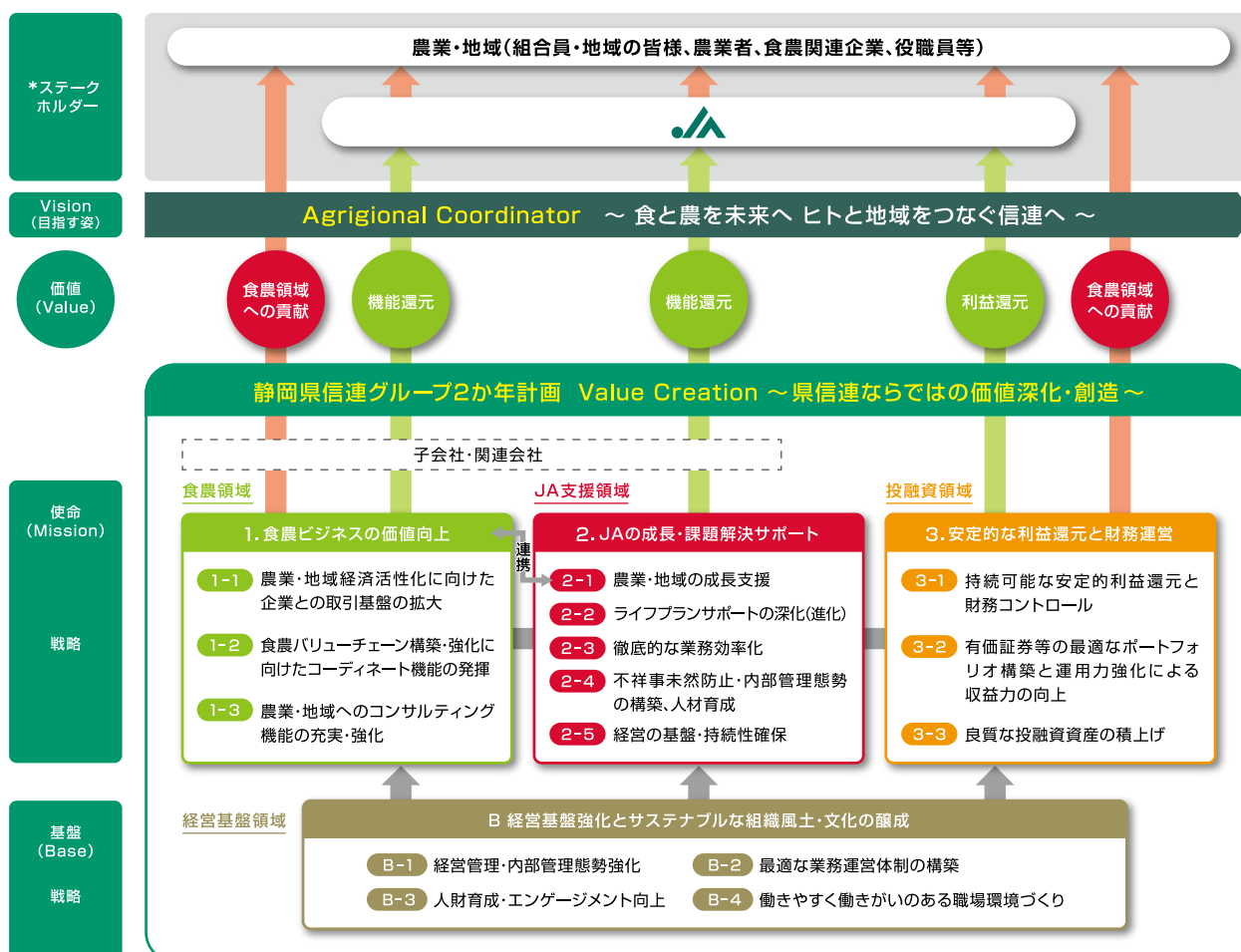
中期経営計画の位置付け

静岡県下JAグループ全体の中期経営計画としてJA静岡2か年計画があり、その中の信用事業について『静岡県信連グループ2か年計画』があると同時に、JAバンク基本方針に定める全国の総合戦略である「JAバンク中期戦略」を考慮した『JAバンク静岡2か年計画』があります。



中期経営計画の概要

中期経営計画の実践に向けては、基盤 (Base) となる人財・組織基盤等の“事業を支える経営基盤を充実・強化”させ、使命 (Mission) としてJA系統の最大の強みである“食農領域における取組みの加速”、会員JAに対する“機能還元”の更なる充実”、投融资による安定収益確保を通じた“持続可能な利益還元”を果たすべく、あらゆる手段を講じてまいります。

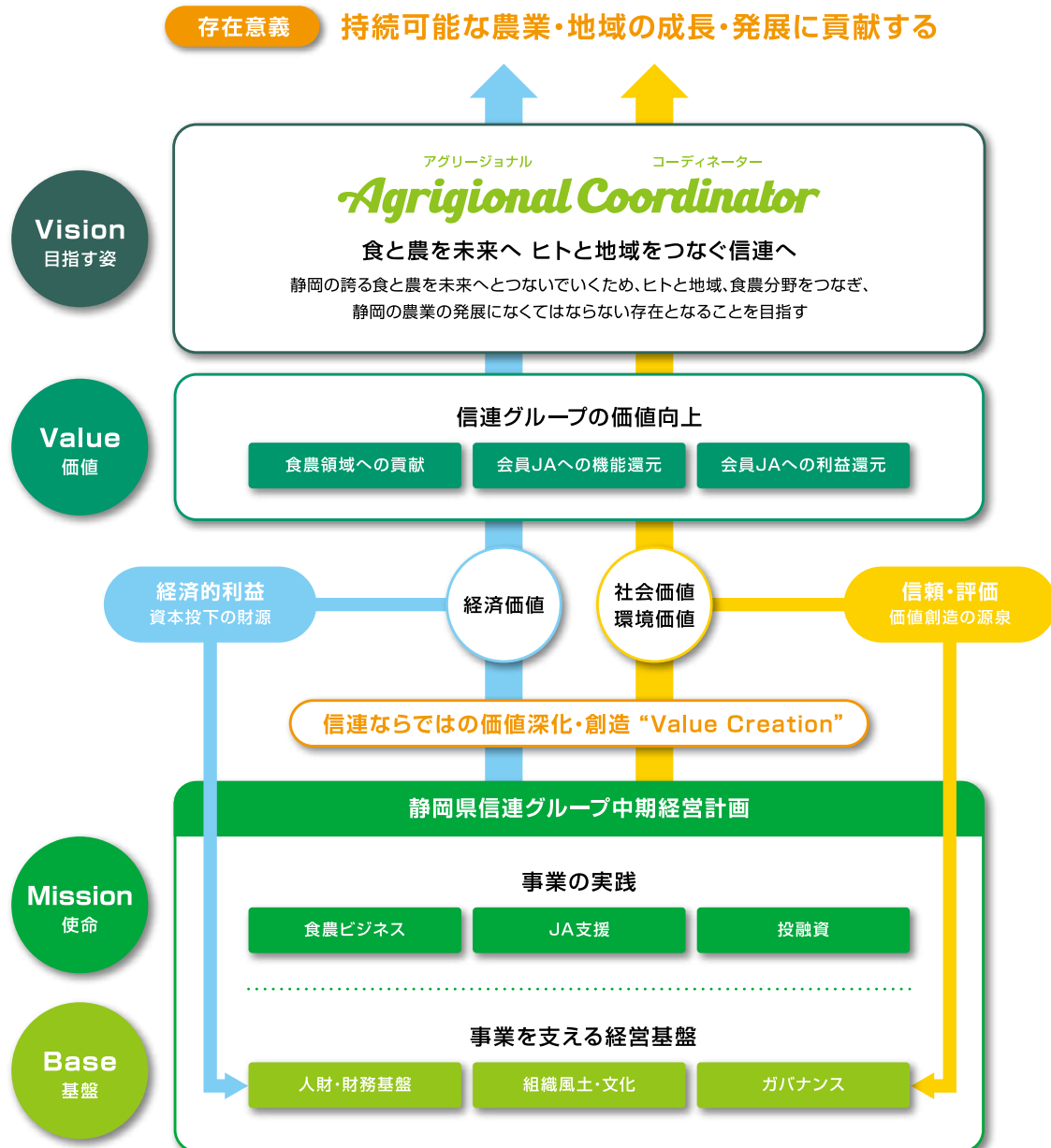


*ステークホルダー：会員JA、組合員・地域の皆様をはじめ、農業者・食農関連企業・役員など、当会事業の関係者全般を指す。

静岡県信連のサステナビリティ

静岡県信連グループは、食農分野において存在感を発揮し、農業・地域になくてはならない存在となるべく、“Vision（目指す姿）”「アグリージョナル Agrigional Coordinator コーディネーター ～食と農を未来へヒトと地域をつなぐ信連へ～」を設定し、実践しています。“Vision”を実現させることで、「持続可能な農業・地域の成長・発展への貢献」に繋がり、当会の存在意義を発揮することができると考えます。

“Vision”を実現するためには、「中期経営計画」の実践を通じて、「食農領域への貢献や会員JAへの機能還元・利益還元」により当会の価値を深化・創造させ、持続可能な農業・地域の成長・発展に貢献することが、当会の『サステナブル経営』であり、この考え方を根本思想と位置付けています。



SDGs への取組み

静岡県信連グループは、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨に賛同し、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会に貢献する」という経営理念のもとに、^{アグリジョナル}「Agrigional ^{コーディネーター}Coordinator」として、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、地域社会と農業の持続的発展に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

重要課題（マテリアリティ）の特定と主な取組み

2023年度にスタートした中期経営計画において、当会が注力すべき重要課題（マテリアリティ）を設定しました。

これらは当会が地域社会と農業の持続的発展に貢献していくため、地域社会、会員、環境、職員などのステークホルダーそれぞれに価値を提供する過程において、特に重視すべき課題を抽出・整理したものです。「サステナブル経営」

という根本思想に基づき、重要課題（マテリアリティ）を特定しており、社会と共存して成長することの重要性を認識しながらグループ体となり実現に向け邁進します。

さらに、重要課題（マテリアリティ）ごとに進捗をマネジメントするための取組指標を設定しています。

重要課題01 持続可能な農業・地域社会の実現



主な対応内容

- 多様な枠組みを通じた農業・地域への資金循環
- 農業者・食農関連企業のサポート徹底による一層の関係構築
- 食農ビジネス・マッチングの充実化、成約効果の把握
- ソリューション提供による課題解決・ニーズ対応
- 農業資金の競争力強化に向けた対応支援
- 担い手経営の安定・所得向上に向けたコンサルティング機能の強化支援
- 社会課題の解決に向けた地域との協同活動の実践・深化

取組指標

- 食農ビジネス・マッチング成約件数
- 農業融資新規実行額
- 担い手コンサル実施件数
- 食農関連企業金融取引
- 地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援
- 地域農業・社会の発展に貢献することを目的とした金融支援事業、担い手育成・食農教育応援事業

重要課題02 環境負荷の低減



主な対応内容

- 社会環境問題に配慮したサステナブル・ファイナンスへの取組み
- GHG排出量削減を目的とした電力使用量削減等
- ペーパーレス化の推進
- 気候変動・社会課題等を踏まえた管理・態勢の構築

取組指標

- サステナブル・ファイナンス
- 温室効果ガス排出量削減額
- 地球に根ざした環境保全活動への参加

重要課題03 サステナブルな職場環境構築



主な対応内容

- 多様化する価値観、働き方（場所・時間・環境等）への対応
- 働きがいの充実や健康経営にかかる取組み

取組指標

- 女性管理職比率の向上
- 管理職の時間外労働の削減
- 非管理職の時間外労働の削減



JAバンク自己改革の取組み

農業を取巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループは、平成26年に自らの改革として「JAグループ自己改革」を策定しました。JAバンクも、JAグループの一員としてこれまで以上に農業・地域に貢献していくため、信用事業の取組みを「JAバンク自己改革」として取りまとめ実践してきました。

当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援やJAらしい金融サービスの提供等の県域施策を推し進め、今後も引き続き、農業所得増大・地域活性化に結び付く取組みを継続していきます。

● 信連による県域施策

取組項目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
農業所得増大 と地域活性化 に資する踏み 込んだ対応	JAバンク静岡アグリサポートプログラムの実践（累計金額(百万円)）	358	694	909	1,083	1,253	1,475
	農業者（組合員）への融資サポート 及びコンサルティングの実践 ・農業資金新規実績※(百万円) ・担い手コンサルティングの実践先数	5,837 －	6,674 －	8,147 －	6,996 2先	8,124 5先	8,558 3先
	JA担い手サポートセンター機能 構築への取組み	各種研修会の開催等					
	販路拡大による農業者の所得向上 ・企業等とのビジネスマッチング成約件数 (系統や農業者所得に繋がる取組み)	18件	12件	17件	39件	32件	35件
JAが営農経済 事業に全力投球 できる環境整備	JA営農・経済事業の成長・効率化 に向けた取組支援（プログラム導入 実績）	－	1JA導入	2JA導入	3JA導入	2JA導入 1JA継続 支援	2JA 継続支援
	生産資材等価格高騰への支援 (JAが農業生産資材等の供給価 格抑制のために行う事業への費用 助成措置)	－	－	－	－	－	3JA申請 (令和4年 ～5年度)
	JA店舗機能・運営体制の整理 (JA店舗再編支援店舗数)	4店舗	17店舗	32店舗	22店舗	22店舗	17店舗
	非対面チャネルの普及促進 ・IB契約数 ・JAバンクアプリ契約数	21,194件 －	28,315件 －	37,967件 3,614件	48,236件 18,365件	58,361件 36,040件	67,790件 57,525件
	信用事業合理化策及び事務の集約・ 効率化	「貸出・保証審査支援システム」、「本人確認書類管理システム」、 「自己査定システム」、全信用事業店舗へのOTM導入、ATM通帳 発行機能装備など					
農業と地域・ 利用者をつなぐ 金融サービスの 提供・地域貢献	ローンキャンペーンを通じたSDGs への取組み ・ふじのくに美しい森林づくり基金 への拠出額(万円)	－	－	－	－	50	50
	JAバンク食農教育応援事業の展開 ・食農教育補助教材の寄贈 ・冊子数	531校 46千冊	533校 46千冊	534校 45千冊	530校 41千冊	530校 39千冊	520校 35千冊
	農畜産物直売所利用促進への取組み 《JAカード5%割引》 ・JAカード利用件数(千件) ・JAカード利用金額(百万円)	171 349	254 521	338 703	401 870	417 920	461 1,032
	店舗再編に伴う金融移動店舗車両の JAへの導入支援	2台	2台	2台	－	3台	－

※ 令和2年度以降は長期資金を記載

農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高い総合金融サービスをご提供することを「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、業務を通じ地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、サステナブル経営(SDGs 経営)を実践して参ります。

農業者・中小企業等の経営支援及び地域の活性化に関する態勢・取組状況

1 JAバンク静岡アグリサポートプログラム

JAバンク静岡では、平成28年度よりJAバンク全国施策ではカバーしきれない領域を補充すべく、全国施策と併せて「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」を展開し、県内農業者の所得向上及び持続的な発展に向けた取組みを実践しています。



●令和4年度実施施策

施策	内容
JAバンク静岡保証料助成	農業資金のお借入をされる農業者を支援するための保証料助成による金融支援。
災害対策資金	県内で発生した自然災害等により被害を受けた農業者の早期復旧を支援するための利子補給・保証料助成による金融支援。
担い手育成支援	農畜産業の担い手の育成や、地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化に繋げるため、県内の農業高校等の学生が行う研究等に対する費用助成。
親元就農支援	若い労働力の確保や後継者育成に繋げるため、親元就農者の知識や技術習得のために支出した費用を助成。
JAバンク利子補給(全国施策)	農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするための利子補給による金融支援。

当会の考え方

JAバンク静岡は 農業経営を 応援します!

農業に関するご相談は JAにおまかせ!

JAで農業近代化資金・JAアグリサポーター資金をお借入の場合

最大 **1%利子補給** + 保証料 **全額助成**

JAバンク静岡 県下JA・静岡税理連

農業に関するご相談(資金・支援等)はJAにおまかせ!

利子補給・保証料助成事業とは

利子補給事業の仕組み

保証料助成事業の仕組み

2 金融面における支援体制

融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部署にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

※ 当会の金融円滑化に係る方針については、「金融円滑化に係る基本的方針」P26をご参照ください。

経営革新等支援機関としての支援

当会は、平成30年8月31日付で「経営革新等支援機関」の認定を受け、行政が行う経営効率化への取組みや新技術等を取入れた設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することができる体制を整備しています。

農業生産者や中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題の解決に向け、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域の農業と経済の発展に貢献していきます。



子育て支援商品の取扱い

県下JAでは、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている『子育て支援パスポート事業』に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しております。

今後も子育て支援商品のご提案や情報提供を充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。



遺言信託代理業務の取扱い

農中信託銀行の遺言信託代理店として、県下5JAにおいて遺言信託代理業務の取扱いをしています。

相続一般に関することのご相談や、財産に関する遺言書作成など、遺言者さまからのスムーズな資産・事業承継が行えるようお手伝いをさせていただきます。



新型コロナウイルス感染症対策資金等への対応

新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により農業経営への直接または間接的な被害を受け、県下JAにおいてお借入れをされた方に対し、農業経営の継続を支援するための緊急措置として、令和6年3月末まで以下の金融支援を実施しています。

(1) JAバンク利子補給

- ① 災害対策資金に対し、年1.0%以内の利子補給を実施します。
- ② 利子補給対象期間は、借入日から最長5年間となります。

(2) 保証料助成 保証料相当額を全額助成します。



非対面金融サービスの提供

～「JAネットバンク」「法人JAネットバンク」「JAバンクアプリ」～

JAバンクでは、個人のお客さま向けに「JAネットバンク」、「JAバンクアプリ」、法人のお客さま向けに「法人JAネットバンク」のサービスを提供しております。「JAネットバンク」では、残高照会・振込だけでなく定期貯金取引や一部ローン取引等がご利用可能であり、「法人JAネットバンク」では、振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替等がオフィスのパソコンからご利用いただけます。また、「JAバンクアプリ」では、残高照会、税金等の払込み、通帳レスの申込に加え、投資信託の口座開設や購入等がいつでもどこでもご利用いただけます。

今後もJAバンクでは、非対面金融サービスにおける、お客さまの利便性向上に努めてまいります。



3 事業展開に係る支援態勢等

JAバンク静岡 アグリビジネスセミナーの開催

令和4年11月に、農業所得の向上や地域活性化に資することを目的として、農業者が農業を取り巻く環境に対応していくために、「農業者が利益を上げる仕組みづくり」や「今後の農業マーケティングのあるべき姿」をテーマに、経営コンサルタントオフィス「b-MAP」久田博司氏を招いたセミナーを静岡県と共同開催しました。



農業者に対するコンサルティング機能の発揮

地域農業の発展の担い手となる農業者に対して、事業性評価の取組みを通じて経営課題を可視化し、JAの総合事業体の強みを活かした解決策の提案を進めており、金融面の支援に加え、事業面も含めた農業者の経営力強化に貢献する取組みを実践しています。



ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大や各種課題の解決に向けたビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。令和4年度のマッチング件数は47件となり、うち35件が成約となりました。

なお、令和4年度の主な食農ビジネスマッチングの取組内容は以下のとおりとなっております。

＜ 系統組織と連携した主な成約事例（食農ビジネスマッチング） ＞

	連携先	ニーズ内容	マッチング先	概要
① 事業化及び販路拡大	卸売業(商社)	農業用 LED 製品の実証試験	JAふじ伊豆 JA大井川 JAハイナン	JA管内のイチゴ農家にて、実証試験を実施
	機器製造販売業	農業用一輪車電動化キットの実証試験及び販売	JAしみず	JA管内の圃場にて実証試験を行い、JA及び管内農家への販売が実現
② 加工及び仕入先確保	農業生産法人	周年出荷(キャベツ)のための仕入先確保	JAあがつま (群馬県吾妻郡)	県外JAからの調達が決定し、周年出荷を実現
	JA大井川	農産物の加工、保存(冷凍)先確保	農業生産法人	JAファーマーズマーケットにて提供しているかき氷の素材(イチゴ)加工及び冷凍保存先を確保
	JAハイナン	農産物の加工先確保	農業生産法人	カット野菜の加工業者と契約し、ブロッコリー加工品の販売を実現
③ 農業所得増大	農業生産法人	有機苗の栽培委託	JAふじ伊豆	有機苗(ブロッコリー)を試験栽培し提供
	農業生産法人	夏場の農業用ハウス(ネギ)の暑さ対策	JA大井川	担い手コンサルティングの取組みにより、ハウス用遮光資材の紹介を受け、ハウス内の温度調整が可能となりネギの収穫量が増加
④ 地産地消	宿泊業	レストランにて使用する食材の調達	JAふじ伊豆	新規オープンしたホテルにて地元農産物を使用
⑤ 労働力支援	(株)農協観光	農福連携事業*の連携先紹介	農業生産法人	農福連携事業の拡大及び労働力の確保が実現
⑥ 海外輸出	流通業	海外輸出が可能な農産物の紹介	農業生産法人	香港向けに、輸出基準をクリアした新品目(白ネギ)の輸出を開始
⑦ SDGs	食品生産販売業	もやし製造過程で使用する「麻袋」の有効活用	養蜂農家4先	従来廃棄していた麻袋を、養蜂飼育資材として活用

※ 農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じ、社会参画を実現する取組み



4 地域社会への貢献等に対する取組み

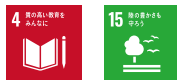
JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクでは全国的な取組みとして、子どもたちの農業への理解をはぐくみ、地域農業の発展に貢献することを目的とした食農教育応援事業を展開しています。

この事業の一環として、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を制作し、子どもたちが食・環境・農業・金融経済への理解を深めるきっかけとなるよう全国の小学校に贈呈しています。

JAバンク静岡では、令和5年3月22日（水）に静岡県教育委員会へ目録を贈呈するとともに、県内520校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万5千人）に教材を贈呈しました。

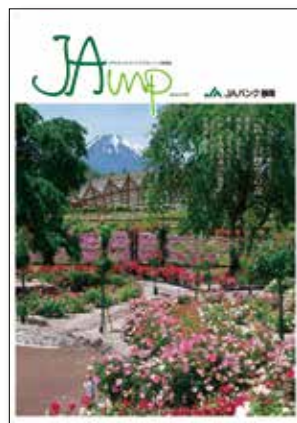
また、ユニバーサルデザインの考えに基づいた「特別支援教育版」も制作し、特別支援学校や特別支援学級に贈呈しています。



金融情報誌「JAmp」の発行

「県内の遊・食・知をお届けする情報誌」として、金融関連情報のみならず季節の特集、地域の名所、静岡の旬の食材に関する情報等を四半期単位（年4回）で発行しています。

県下JAの店舗にてご覧いただけるほか、JAバンク静岡のホームページにも掲載しています。



高齢者における特殊詐欺未然防止対応について

JAバンク静岡では、平成30年4月から高齢利用者を対象としたATM利用制限により、特殊詐欺等の未然防止対応を行ってきましたが、犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、令和5年4月より利用制限の内容を変更し、更なる被害防止及び被害額の極小化に努めています。



ローンキャンペーンを通じたSDGs達成に向けた取組み

ＪＡバンク静岡では、SDGs 達成に向けた取組みの一環として、令和3年度に引き続き「静岡の美しい森林づくりに貢献！未来へつながるローンキャンペーン」を実施いたしました。

本キャンペーンは「カーボンニュートラルの達成」、「質の高い教育機会の提供」及び「環境改善に寄与する設備の普及」を実現するために、マイカーローン・教育ローン・リフォームローンを対象としています。

また、県下ＪＡのキャンペーン対象ローン実行額の合計100万円につき100円をＪＡバンク静岡が「ふじのくに美しい森林づくり緑の基金」（静岡県森林組合連合会）に拠出しました。



「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈

「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、令和4年10月に「ふわふわ玉子粥(126食)」、「梅しらす雑炊(54食)」を寄贈しました。



「公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、北久原神楽保存会（御殿場市）を始め、島田鹿島踊保存会（島田市）や女河八幡宮氏子会（湖西市）等、のべ262団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動をとおして、地域文化活動を支援しています。

令和4年度(第24回目)は、8団体に対し総額262万円の助成を行いました。

なお、第25回目の募集は令和5年10月から11月まで実施し、助成金交付については令和6年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」を作成しています。



「公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

●農中信託銀行株式会社 TEL.03-5281-1420

●静岡県信連 総務部 TEL.054-284-9652



超小型電気自動車「C+pod」の導入

CO2削減を目的として、令和4年8月に2人乗り超小型電気自動車「C+pod」を導入しました。また、当該車種は車両を確実に回収し、搭載電池の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を図る観点からリース契約限定での取扱いとなっており、環境への配慮が図られています。



再生可能エネルギーの導入

CO2削減を目的として、当会曲金寮・北安東寮に「CO2フリー電力(再生可能エネルギー)」を導入しています。

※「CO2フリー電力」とは、水力発電所等の再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の使用により環境価値を付加することで、実質的に再生可能エネルギー100%かつCO2ゼロエミッションの電気です。



TCFD 提言への取組み(気候変動に対する対応)

気候変動に代表される環境課題は、当会において重要な経営課題である(重要課題02「環境負荷の低減」のとおり)と同時に持続的な企業価値の向上に繋がる機会であると認識し、環境負荷軽減や農業・地域の環境保全・貢献活動に取り組むほか、サステナブル・ファイナンスの実践を通じて、脱炭素社会の実現に向けた環境課題の解決に資する投融資に取り組んでいます。

その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFD※の提言を踏まえた開示内容の充実を図っていくとともに、農業・地域の円滑な脱炭素社会への移行に向けて取り組んでいきます。

※ Task Force on Climate related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)



- 主要国の中央銀行や金融監督当局などが参加する金融安定理事会(FSB)により設立されたタスクフォース
- 投資家への適切な情報提供を目的に、気候関連財務情報の開示を企業に促している

TCFD提言への取組み ▶▶▶

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/pdf/TCFD-proposal.pdf>



サステナビリティ基本方針 ▶▶▶

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/pdf/sustainability-policy.pdf>



サステナブル・ファイナンスの指標と目標の設定

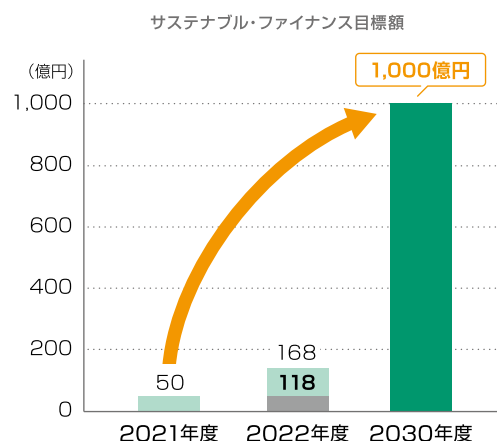
2030年度までにサステナブル・ファイナンスを累計で1,000億円実行する目標を設定しています。サステナブル・ファイナンスとは、持続可能な農業・地域社会の実現に向けたお取引先さまの ESG（環境・社会・ガバナンス）、SDGs（持続可能な開発目標）等への取組みを支援する資金供給のことを指し、2022年度までに、168億円のサステナブル・ファイナンスを実行しています。

サステナブルファイナンス方針 ▶▶▶

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/pdf/sustainable-finance-policy.pdf>



サステナブル・ファイナンス新規累計 1,000億円



温室効果ガス排出量 (GHG) 削減の指標と目標の設定

温室効果ガス (GHG) 排出量について、当会では CO2 排出量 (Scope1 および Scope2) を指標として設定し、農業・地域社会の脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2030年度における温室効果ガス排出量 (GHG) 削減目標を「2013年度比50%の削減」と定めて環境負荷の低減に努めます。2022年度の温室効果ガス排出量は、930トン (2013年度比 ▲23%) となりました。

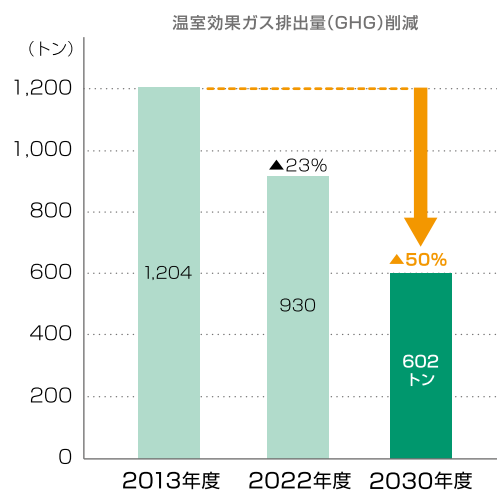
※ G H G : GHGとは温室効果ガス、Greenhouse Gasの略称。二酸化炭素 (CO2)、メタン (CH4)、一酸化二窒素 (N2O) 等が該当

※ Scope1: ガソリンやガスの使用に伴う排出 (燃料使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出)

※ Scope2: 電力の使用に伴う排出 (電力使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出)

※ 排出量は、環境省の算定方法を基に電気・ガソリン等から算出した概算値

2030年度 温室効果ガス排出量削減 50%削減 (2013年度対比)





ハラスメントのない働きやすい職場環境の構築に向けた取り組み

職場におけるハラスメント行為は、職員の尊厳を傷つける許されない行為であり、人権に関わる重大な問題です。

当会においても、ハラスメント行為は、職場秩序を乱し、円滑な業務運営に支障をきたす要因となり、さらに社会的評価にも悪影響を与える経営上の重大なリスクであるという認識のもと、「ハラスメント行為を絶対に許さない」という

トップメッセージを役職員に対して発信するとともに厳格な内部ルールを整備しています。

今後も、組織全体でハラスメント行為防止に係る意識を高め、ハラスメントのない働きやすい職場風土の醸成に努めてまいります。

ハラスメント行為の抑止に関するトップメッセージ

ハラスメント行為は、人権にかかわる問題であり、職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招く、極めてゆゆしき問題です。

当会においても、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての役職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。

このため、役員・管理職をはじめとする全役職員は、研修などを通じてハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない風土づくりを心掛けてください。

令和5年7月1日

静岡県信用農業協同組合連合会

代表理事 吉田 正吾

一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

職員全員が働きやすい雇用環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、また、女性がより多様に活躍できるようにするため、以下の行動計画を実践しています。

1 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日(5年間)

2 当会の課題

- 女性活躍推進をさらにステップアップするためにも、性別を問わず誰もがあらゆるフィールドでチャレンジし、キャリアの蓄積と能力発揮ができる職場風土を醸成していく必要があります。
- また、エンゲージメントの高い組織となるために、役職員が理念・ビジョンを共有し、与えられた目標やミッションを達成していく必要があります。
- そのために、管理職・非管理職ともにイノベーションを創出する柔軟な思考力と行動力を、また、管理職はより高いレベルのマネジメント力とコミュニケーション力を身につけることが求められます。

3 目標と取組内容

目標1: 管理職(長代理以上)に占める女性労働者の割合を30%以上とする

目標2: 管理職(長代理以上)の各月ごとの時間外労働を月平均10時間以内とする

目標3: 非管理職の各月ごとの時間外労働を月平均10時間以内とする

取組1: 職員全員が活躍できる職場環境の構築に向けた役職員の意識改革

取組2: 1on1ミーティングの実践によるエンゲージメント向上

取組3: 長時間労働の是正

地域の皆さまとの関わり

地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下ＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、ＪＡ・農業に関連する団体及び県の企業・地方公共団体等にもご利用

いただいています。

当会は、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆さまの経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

1. 地域の皆さまからの資金調達の状況

預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	令和3年度	令和4年度	増 減
会員	3,909,912	3,829,490	△ 80,421
農協	3,886,265	3,804,999	△ 81,265
連合会	7,027	8,615	1,587
会員の組合員	381	353	△ 28
准会員・みなし会員	16,237	15,522	△ 715
員外	23,805	22,701	△ 1,103
合 計	3,933,717	3,852,191	△ 81,525

※ 譲渡性貯金は除いて表示しています。

2. 地域の皆さまへの資金供給の状況

貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	令和3年度	令和4年度	増 減
会員	5,832	8,522	2,690
農協	1,621	1,508	△ 112
連合会	1,621	2,963	1,342
会員の組合員	1,849	1,517	△ 332
准会員・みなし会員	740	2,533	1,792
員外	101,877	106,024	4,146
合 計	107,710	114,546	6,836

※ 県外貸出金は除いて表示しています。

農業関係貸出金残高(県下ＪＡ・当会取扱分)

(単位：百万円)

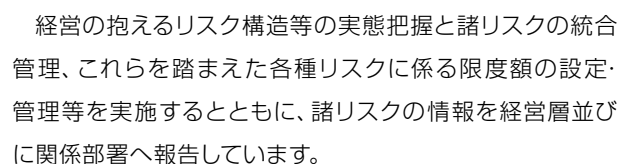
資金名	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	19,640	21,085	1,445
農業制度資金	17,702	17,072	△ 629
農業近代化資金	6,355	6,405	49
スーパーＬ資金	10,840	10,291	△ 549
その他制度資金	505	375	△ 130
合 計	37,342	38,157	815

※ 当会の主な融資業務については、P30の「融資業務」をご参照ください。

リスク管理に対する考え方

さらに、信用リスク・市場リスクに対しては計量化手法によるリスク量の管理を行う等、リスクマネジメントの高度化に向けた取組みを進めています。

ポイント 1. 経営戦略の決定・周知 2. 相互牽制機能の発揮 3. リスク情報の集中・管理



リスクの種類

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスク

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し、損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）

流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合及び資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）

オペレーショナル・リスク

●システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク

コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク

●事務リスク

業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク

●法務リスク

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク

●レピュテーションリスク

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク

各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクに対しては、融資部門から独立した部署が審査を実施し、牽制機能を確保するとともに、内部格付制度による与信先別の与信限度額管理を行っています。また、格付別・業種別の与信状況についてもモニタリングを行い、与信集中を管理することによりリスク分散に努めています。

さらに、VaR 等によるリスクの計量化を行い、市場リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

※ VaR（バリューアットリスク）とは、資産を一定期間保有した場合の最大損失額を過去の市場変動から統計的に算出した額のことです。

市場リスク管理

保有する有価証券について、複数の手法を用いた多面的な管理により、リスクのコントロールに努めています。また、日次においても評価及びリスク量等の計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

具体的には、VaR によるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

流動性リスク管理

流動性確保のため、大口の資金動向等の把握と管理を行い、流動性確保の状況を確認することで、流動性リスクの未然防止を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

●システムリスク管理

システムリスクについては、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運営に努めるとともに、障害等による不測の事態への適切な対応により、リスク軽減を図っています。

●その他リスク管理

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令・規則及び基準等の遵守に取り組み、事務リスク等の未然防止を図っています。また、リスク情報についてはリスク管理統括部署において一元管理を行い、迅速な対応が図られるよう取り組んでいます。

コンプライアンスにかかる基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会が、経営を取り巻く様々な環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上に揺るぎない

地域社会からの信頼を確立していくため、ここに、①基本的使命と社会的責任、②質の高いサービスの提供、③法令等の厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築、⑥持続可能な社会への貢献の6項目からなる基本方針を定めます。

コンプライアンスにかかる基本方針

〈基本的使命と社会的責任〉

- 1 信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

〈質の高いサービスの提供〉

- 2 お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

〈法令等の厳格な遵守〉

- 3 関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

〈反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応〉

- 4 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

〈透明性の高い組織風土の構築〉

- 5 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

〈持続可能な社会への貢献〉

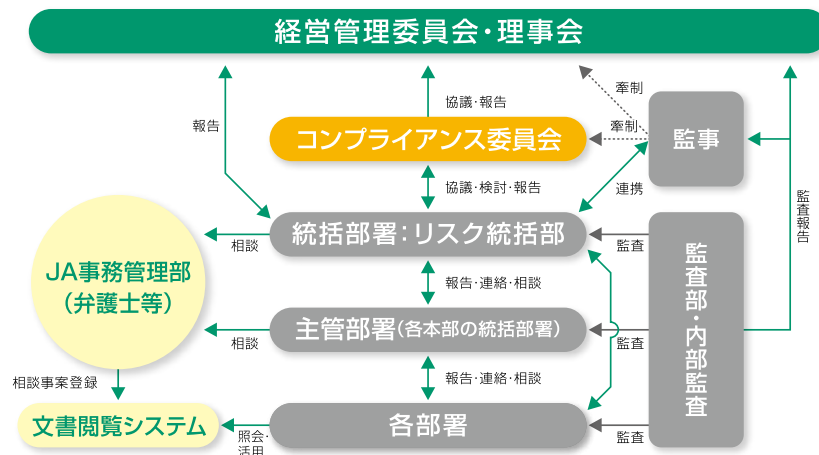
- 6 社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス態勢

当会は、金融機関としての公共的使命と社会的責任を全うし、社会的信頼を確保するためにコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

当会のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会を設置、委員会は理事長を委員長に、役員・関係部長を委員

に構成し、また、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を位置付けています。各部署には、コンプライアンス担当者を配置し、役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に取り組んでいます。



●コンプライアンス活動と今後の取組み

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、コンプライアンス活動を強化・充実し、コンプライアンス重視の気風を役職員一人一人に浸透すべく、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって取り組みます。

●コンプライアンスの啓発・周知徹底

コンプライアンス・プログラムに沿った会議及び職員研修等により、全役職員に対しコンプライアンスの啓発と徹底を図っています。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会のすべての部署及び子会社等を対象とし、内部監査計画及び内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告

した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会へ報告しています。特に緊急を要する重要な事項については、直ちに代表理事理事長、監事に報告するとともに理事会及び経営管理委員会にも報告し、迅速かつ適切な措置を講じることとしています。

内部統制基本方針

基本的な考え方

この連合会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定しています。

内部統制基本方針の内容

〈役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〉

- (1) 法令等遵守を確保する体制として、この連合会の法令等遵守に関する重要事項の協議・評価等を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置するほか、法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置する。
- (2) 法令等遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署及び外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〈理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制〉

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、議決書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間及び管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事又は監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

〈損失の危険の管理に関する規程その他の体制〉

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針及びプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本等の経営体力で許容できる範囲に収まるようコントロールし、同時にリスク・リターンを踏まえた資産運用を行い、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等の際に、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

〈理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〉

- (1) 中期経営計画、年度事業計画及びその他の業務執行に関する計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事を含めた会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

〈この連合会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制〉

- (1) この連合会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、この連合会と子会社等の間において協議又は報告すべき事項を定め、子会社等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

〈内部監査体制〉

- (1) この連合会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (2) 内部監査は、この連合会の全業務及び子会社等を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査部は、内部監査終了後、監査結果を理事長及び監事に報告するほか、理事会へ報告する。理事長は、年度内部監査実施状況を取りまとめ、経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査部は、監事及び会計監査人と定期的及び必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

- 〈監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項〉
- 7 (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
(2) 監事室には、監事会運営に関する事務及び監事の指示する事項にかかる業務に従事する職員を配置する。
(3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- 〈理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制〉
- 8 (1) 理事は、この連合会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
(2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合又はコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
(3) 監査部は、監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
(4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
(5) 前記1(3)の「ヘルプライン」制度の運用状況及びコンプライアンス統括部署が子会社等の内部通報制度担当部門から子会社等における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告する。
- 〈監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制〉
- 9 適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員及び子会社等の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- 〈監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針〉
- 10 監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要なと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
- 〈その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制〉
- 11 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
(1) 監事は、理事会及び経営管理委員会に出席するほか、重要な会議等に出席して、意見を述べるができるものとする。
(2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
(3) 理事及び職員は、監事からの調査又はヒアリング依頼に対して協力する。
(4) その他、理事及び職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

利用者保護等管理

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」及び関連規定により、利用者保護等管理の実践に取り組んでいます。

利用者保護等管理では、「利用者説明管理」、「利用者サポート管理」、「利用者情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」を構成要素とし、それに対する組織の体制と役割

分担を定め、お客さまへの情報提供、お客さまからの相談・要望・苦情等への対応、お客さまの情報（外部委託業務に係るお客さまの情報も含む）の適切な管理、お客さまの利益の保護に努めるとともに、評価・改善活動を通じて、管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応及び金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

利益相反管理方針の概要

当会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めその概要を、次のとおり公表します。

〈対象取引の範囲〉

- 1 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

〈利益相反のおそれのある取引の類型〉

- 2 「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
 - 利用者との間の利益が相反する類型
 - 当会の「利用者との間の利益が相反する類型」

〈利益相反の管理の方法〉

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保いたします。

- 3
 - 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引又は当該利用者との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
 - 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
 - その他対象取引を適切に管理するための方法

〈利益相反管理体制〉

- 4
 - 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証し、改善いたします。

〈利益相反管理体制の検証等〉

- 5 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を必要に応じ検証し、見直しを行います。

情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預りした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規定により、当会内の体制整備を図っています。

情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネット

ワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等を防止しています。

また、情報セキュリティ活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#security>

個人情報保護

金融事業が常に広範なお客さま情報を取扱うものであることを強く意識し、当会業務に対する社会的信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）その他の

関連諸法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報等の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいます。また、当会内の体制整備や職員の個人情報保護意識の高揚に努め、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応が図られるよう取り組んでいます。

個人情報保護方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#privacy>

金融円滑化に係る基本的方針

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向け取り組んでいます。

JAを基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」と位置付け、

当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化に係る基本方針」及び「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化に関する取組体制を整えています。

また、当会は、金融円滑化を適切に進めるために、各融資営業の担当部署にお客さまからの金融円滑化に係る「相談窓口」を設置し、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けています。

金融円滑化に係る基本方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の

一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

苦情処理措置

当会では、お客さまに一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談及び苦情等を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて信連内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、信連内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- 4 JAバンク相談所でも、当会業務に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

苦情等受付・対応態勢

当会では、右図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、関係部署・外部機関と必要に応じて連携しつつ、事実関係を十分に把握し、迅速かつ適切に対応することで、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

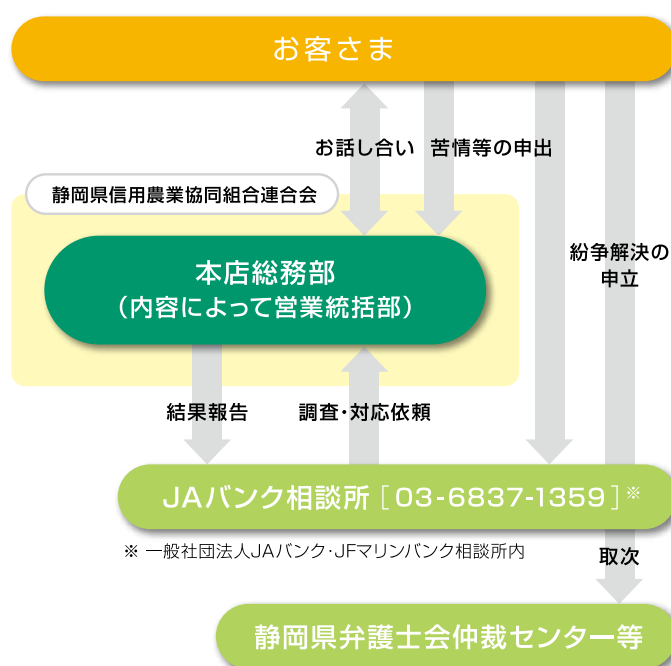
紛争解決措置

苦情等のお申し出については、当会が対応しますが、納得のいくような解決ができず、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JAバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

※ 当会の受付窓口及びJAバンク静岡の相談窓口については、P100の「ご案内」をご覧ください。

お客さまからのお申し出に対する対応について

▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/wordpress/wp-content/uploads/2023/03/de38d6d624293c8098cd1e2f98e621d0.pdf>



マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による

被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

〈運営等〉

1

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

〈マネー・ローンダリング等の防止〉

2

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

〈反社会的勢力との決別〉

3

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

〈組織的な対応〉

4

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

〈外部専門機関との連携〉

5

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#hansha>

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、「連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。」「創造性ある金融サービスをおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。」「社会的責任を自覚した健全経営を行います。」を理念として掲げています。

この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、

“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”として、会員・お客さまの期待と信頼にこたえるため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表し、県内JAとともにお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

〈お客さまへの最適な商品提供〉

1

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、投資信託の運用方針や手数料水準、運用実績、将来性及び運用体制等を総合的に勘案し、定期的に商品のモニタリングを行うことで、お客さまへの最適な商品提供に努めます。

〈お客さま本位のご提案と情報提供〉

2

お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
お客さまの投資判断に資するよう、投資信託の特徴、手数料及びリスク等の重要な事項について「運用会社が作成した資料」「セレクトファンドマップ」「重要情報シート」等を活用し、分かりやすく提供するように努めます。

〈利益相反の適切な管理〉

3

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証します。

〈お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築〉

4

職員向け研修の実施を通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材の育成により、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#fiduciaryduty>

業務のご案内

貯金等窓口業務

当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等、ご利用目的や期間、金額等に応じてお選びいただけるさまざまな貯金等窓口業務を行っています。

主な金融商品・サービスは次のとおりです。

1 主な貯金商品

(令和5年7月1日現在)

種 類	期 間	預 入 単 位
当座貯金	定めなし	1円以上1円単位
普通貯金	定めなし	1円以上1円単位
貯蓄貯金	定めなし	1円以上1円単位
通知貯金	7日以上	5万円以上1円単位
スーパー定期貯金	1か月以上5年以内	1円以上1円単位
大口定期貯金	1か月以上5年以内	1,000万円以上1円単位
期日指定定期貯金	1年以上3年以内	1円以上300万円未満1円単位
変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上1円単位
定期積金	6か月以上5年以内	1回あたり1,000円以上1円単位

※ 適用金利等の詳細は当会の本店窓口にてご確認ください。

2 公金、公共料金等の収納及び取りまとめ業務

静岡県収納代理金融機関であり、また、日本銀行歳入復代理店（本店）です。

3 国債・投資信託の窓口販売業務

国債・投資信託は、本店にてお取り扱いしています。詳細は取扱窓口にてご確認ください。

4 信託代理業務

農中信託銀行の代理店として、土地信託・有価証券信託等をお取り扱いしています。

融資業務

農業及び地域発展に寄与する一般企業・団体の設備資金や運転資金等の融資業務を行っています。主な融資業務は次のとおりです。

1 農業関連資金（JAアグリマイティー資金）

（令和5年7月1日現在）

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法
アグリエース資金	農業生産に係る資金	農業者 (要件を満たす個人・法人)	事業費の100% 以内 10万円以上 3億円以内	設備資金は20年以内 〔据置期間 〔3年以内〕を含む〕 運転資金は15年以内	元利均等返済、 元金均等返済 〔毎月・年2回・年1回・ 特定月増額返済〕 1年以内の短期資金は 期日一括も可能です。
アグリネット資金	農産物の加工・流通・販売に係る資金			20年以内 〔据置期間 〔3年以内〕を含む〕	
アグリエリア資金	地域活性化・振興に係る資金	農業法人・ 農業関係団体			
アグリパワー資金	再生可能エネルギーに係る資金	農業者 (要件を満たす個人・法人)	10万円以上 2億円以内	原則10年以内 〔据置期間 (設備稼働開始 時期まで)を含む〕	
災害緊急資金	—		10万円以上 500万円以内(※)	5年以内 〔据置期間 〔2年以内〕を含む〕	

※ 激甚災害及び新型コロナウイルス、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に対応する資金については、1,000万円までご利用可能です。

2 静岡県農業制度資金

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法
農業近代化資金	農業に係る機械・施設の取得資金及び長期運転資金等	個人施設資金は 農業者（個人・法人） 共同施設資金は JA・農業法人・農業 関係団体等	個人は 1,800万円以内 （特認2億円以内） 法人は2億円以内	15年以内 〔据置期間 〔3年以内〕を含む〕	元金均等返済

3 日本政策金融公庫資金

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法
農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	農業に係る機械・施設・農地の取得資金及び長期運転資金等	認定農業者等 （個人・法人）	個人は3億円以内 （特認6億円以内） 法人は10億円以内 （特認30億円以内）	25年以内 〔据置期間 〔10年以内〕を含む〕	元金均等返済
青年等就農資金	経営を開始してから5年以内に必要となる機械・施設等の購入に必要な資金	新たに農業経営を営もうとする青年等で、市町認定の認定新規就農者	3,700万円以内 （特認1億円以内）	17年以内 〔据置期間 〔5年以内〕を含む〕	

4 手形貸付・証書貸付・当座貸越・手形割引による設備・運転資金の融資業務及び債務の保証

為替・決済業務

静岡県下 JA の為替決済本部として、全国の JA 並びに銀行・信用金庫等との為替取引をはじめ、口座振替等の各種決済業務を行っており、地域の皆さまへのサービス向上に努めています。

1 為替業務

全国銀行内国為替制度（全国銀行データ通信システム）に加盟の金融機関として、全国の JA 並びに銀行・信用金庫等への振込・送金・代金取立を行っています。

2 決済業務

給与・年金の口座振込、静岡県公金・各種公共料金等の口座振替、日本銀行歳入金・各種公共料金等の収納事務、クレジットカードやデビットカードによる代金決済等の業務を行っています。

受託貸付業務

日本政策金融公庫の取扱店として、農業生産基盤の向上や新たに農業経営を開始するために必要な長期低利資金を取扱っています。

（令和5年7月1日現在）

受託先		資金名		
日本政策金融公庫	農林水産事業	● 農業経営基盤強化資金 ● 農業基盤整備資金	● 経営体育成強化資金 ● 青年等就農資金 等	● 農林漁業施設資金

資金運用業務

JA 等からお預りした資金のうち、融資業務による資金を除いた余裕資金について、農林中金及び銀行への預け金や有価証券・金銭債権等により、安全かつ効率的な運用を行っています。特に、有価証券運用については、信用リスク・金利リスク等のリスク管理を徹底することにより安全性を確保しつつ、収益性の向上に努めています。

系統金融企画・推進業務

JA・信連・農林中金が一体となって、組合員・地域の皆さまに対して一層の「便利」と「安心」を提供する JA バンクシステムのもと、静岡県下 JA 全体の事業運営に係る企画、JA の金融事業活動に関する支援、JA の内部管理態勢の強化支援に取り組んでいます。

相談・研修業務

JA 信用事業の事務処理に関する JA からの相談や金融取引等で発生する法務・税務に関する相談に対応しています。また、当会が主催する JA 職員向け研修会等を通じ、JA の人材育成・業務支援に取り組んでいます。

電算業務

農林中金が運営する信用オンライン全国システム（JASTEM システム）を通して、JA の組合員・地域の皆さまに貯金・融資・為替・自動振替等のオンライン金融サービスを提供しています。

また、窓口におけるお取引の他に、お客さまに直接ご操作いただく ATM・インターネットバンキング等のサービスも提供しています。

オンラインサービス

(令和5年7月1日現在)

ATM

お取引	ご利用時間	
	平日	土曜日・日曜日・祝日
出金・入金・定期預入・振込 通帳記帳・残高照会・MPN 両替・振替・暗証番号変更	7:00～21:00*	8:00～21:00
キャッシング	8:00～21:00	

※ ご利用可能なお取引・ご利用時間については、ATM設置場所等により異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。なお、ご出金及び一部のお取引は、静岡県下JA・全国JA及び当会と提携した金融機関のお客さまもご利用いただけます。

JAネットバンクサービス

パソコン・スマートフォンからインターネットへの接続により、当会とお取引ができる個人のお客さま向けのサービスです。

サービスの種類		ご利用時間						
		平日・土曜日・祝日	日曜日	1月1日～1月3日	5月3日～5月5日 第1・3月曜日	1・5・8・10月の 第3土曜日	左記土曜日の翌日曜日	
照会 サービス	残高照会	0:40～23:40	6:30～23:40	8:00～19:00	6:00～23:40	0:40～21:00	8:00～23:40	
	入出金明細照会							
資金移動 サービス	振込			8:00～18:40				
	振込照会							
	税金・各種料金払込み							

※ 1. 祝日又は5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。
2. サービス休止日・時間に変更となる場合もありますので、最新の情報はJAネットバンクホームページをご確認ください。

法人JAネットバンクサービス

パソコンからインターネットへの接続により、当会とお取引ができる、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスです。

サービスの種類		ご利用時間			
		平日	土曜日・日曜日・ 祝日		
照会・振込サービス	残高照会	8:00 ～ 20:00	8:00 ～ 20:00		
	入出金明細照会				
	振込入金明細照会				
	振込・振替(当日・予約)				
データ伝送サービス	総合振込、給与・賞与振込				
	口座振替、口座振替結果照会				
ファイル伝送サービス	総合振込、給与・賞与振込、口座振込				
	口座振替、口座振替結果照会				
税金・各種料金の払込みサービス					
JAバンクでんさいサービス	当日付			8:00 ～ 15:00	8:00 ～ 15:00
	予約	8:00 ～ 20:00	8:00 ～ 20:00		

※ 1. 1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日の終日はサービスを休止させていただきます。また、その他システムメンテナンス作業のため、利用時間内でもご利用いただけない場合があります。
2. JAバンクでんさいサービスについては、1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日、毎月第2土曜日、12月31日の終日、サービスを休止させていただきます。
3. サービス休止日・時間に変更となる場合もありますので、最新の情報は法人JAネットバンクホームページをご確認ください。

JAアンサーサービス

FAX・パソコンにより、ご自宅や会社に居ながら当会とお取引ができるサービスです。

サービスの種類		ご利用時間	
		平日	土曜日・日曜日・祝日・振替休日・12月31日
通知サービス	通知	8:00～21:00	
照会 サービス	残高照会	8:45～21:00	9:00～17:00
	取引照会		
	入出金照会		
資金移動 サービス	振込・振替		

※ 1. 1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日の終日は、サービスを休止させていただきます。
2. ご利用の端末により利用できるサービス及びサービス休止日が異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。

手数料一覧

(令和5年7月1日現在)

内国為替の取扱手数料

手数料の種類				手数料(消費税込)				
送 金 手数料	同一店内・県内JA宛			1件		440円		
	他金融機関宛			1件		660円		
振 込 手数料	窓口利用	3万円未満	同一店内宛	330円				
			県内JA宛	330円				
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	660円				
			他金融機関宛	660円				
		3万円以上	同一店内宛	550円				
			県内JA宛	550円				
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	880円				
			他金融機関宛	880円				
	ATM ネットバンク利用等			ATM		JAネットバンク	法人JAネットバンク	アンサー
				当会・県内JA カード扱い	県外JA・他行 カード扱い			
		3万円未満	同一店内宛	0円	220円	0円	0円	0円
			県内JA宛	110円	220円	110円	0円	110円
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	385円	550円	385円	330円	385円
			他金融機関宛	385円	550円	385円	330円	385円
		3万円以上	同一店内宛	0円	330円	0円	0円	0円
			県内JA宛	330円	330円	330円	0円	330円
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	550円	770円	550円	440円	550円
			他金融機関宛	550円	770円	550円	440円	550円
代 金 取 立 手数料	電子交換			1通 660円				
	個別取立			1通 1,100円				

JAネットバンクサービス・法人JA ネットバンクサービス・JAアンサーサービス・JAバンクでんさいサービス手数料

JAアンサーサービス月額利用料	月額	1,100円
JAネットバンクサービス月額利用料	月額	0円
法人JAネットバンクサービス月額利用料	月額	1,100円
JAバンクでんさいサービス月額利用料	月額	0円

JAバンクでんさいサービスに係る手数料

お取引内容		1件あたり手数料(消費税込)		
		同一店内宛	JA・他信連・農林中金宛	他金融機関宛
発生記録	債務者請求	220円	220円	440円
	債権者請求	220円	220円	440円
譲渡記録		110円	110円	220円
分割(譲渡)記録		220円	220円	440円
変更記録			110円	
保証記録			110円	
支払等記録			110円	

※ お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合は、別途手数料をいただきます。

その他の諸手数料

手数料の種類				手数料(消費税込)	
キャッシュカード発行	ICキャッシュカード	発行		1枚	0円
		更新		1枚	0円
		再発行		1枚	1,100円
	JAカード(一体型)	発行		1枚	0円
		更新		1枚	0円
		再発行		1枚	1,100円
通帳・証書再発行				1通	1,100円
残高証明書発行	定例			1件	330円
	その他			1件	550円
	監査法人等制定書式			1件	3,300円
取引証明書発行				1通	550円
個人情報開示手数料				1件	1,100円
自己宛小切手発行				1枚	550円
約束手形(50枚綴)発行				1冊	5,500円
為替手形(25枚綴)発行				1冊	2,750円
小切手帳(50枚綴)発行				1冊	5,500円
国債口座管理				月額	110円
媒体持込手数料					5,500円

※ お客さまから頂戴する手数料の一覧は、当会のホームページをご確認ください。

組 織

組 織

会員数

区 分	令和4年4月末	令和5年3月末
正会員	24会員	23会員
准会員	20会員	20会員
合 計	44会員	43会員

※ 1会員の脱退に伴い、令和5年3月末時点の正会員は23会員となっています。

役 員

(令和5年7月1日現在)

経営管理委員会

会 長

梶 毅 (非常勤)

経営管理委員

石切山 誠 (非常勤)

井口 義朗 (非常勤)

鈴木 政成 (非常勤)

三津山 定 (非常勤)

杉山 芳浩 (非常勤)

八木 達良 (非常勤)

榛葉 稔 (非常勤)

河原崎 友二 (非常勤)

渥美 保広 (非常勤)

※ 経営管理委員会構成メンバーには監事3名を含みます。

理 事 会

代表理事理事長

吉田 正吾 (常 勤)

常務理事

渡邊 晋 (常 勤)

厚見 雅彦 (常 勤)

久保田 千速 (常 勤)

代表理事専務

榛葉 智之 (常 勤)

※ 理事会構成メンバーには監事3名を含みます。

監 事 会

代表監事

大楯 照弘 (非常勤)

監 事

高嶋 康明 (常 勤)

岩城 徹雄 (非常勤)

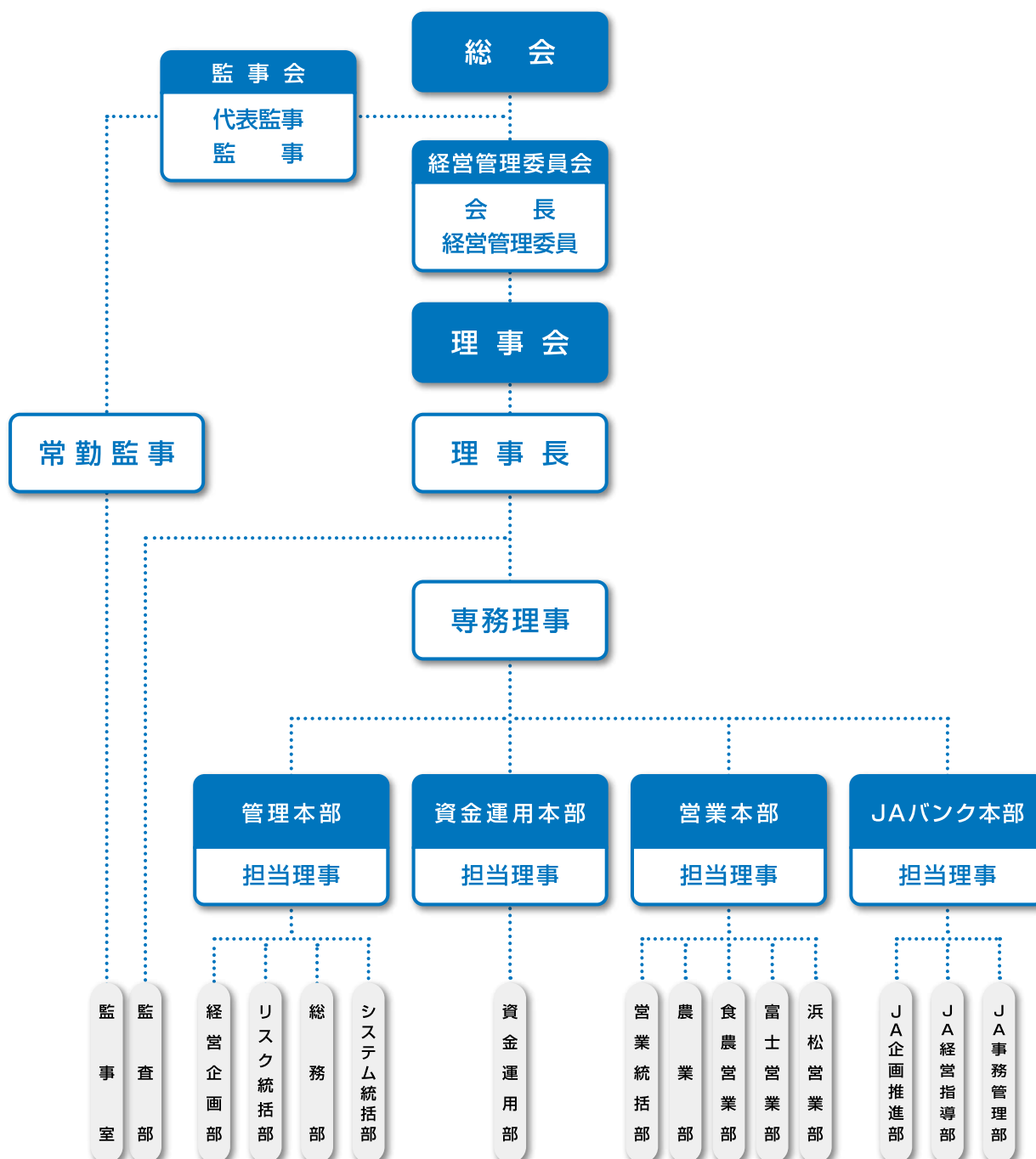
職員数

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末
男性職員	170名	169名
女性職員	99名	102名
合 計	269名	271名

機構図

(令和5年7月1日現在)

組織



店 舗

静岡県信連の店舗一覧

(令和5年7月1日現在)

本 店



● 静岡県農業会館

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9652



● 静岡県農業会館第二ビル

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9652



● 事務センター

〒422-8691 静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
TEL.054-284-9652

営 業 部



● 富士営業部

〒416-0907 富士市中島397番地の2
TEL.0545-61-1550



● 浜松営業部

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号
TEL.053-453-0121

イーステージ浜松(1F)

ATM 設置場所

(令和5年7月1日現在)

店舗併設ATM	店舗外ATM
● 静岡県農業会館1F	● 静岡駅アスティ 静岡市葵区黒金町

特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

沿 革

当会は、大正元年「静岡県信用組合联合会」として設立され、業務を開始しました。

昭和18年「静岡県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された静岡県下 JA の総意により、

「静岡県信用農業協同組合連合会」としてスタートしました。

以来、地域の皆さまのご支援、ご協力をいただき今日にいたっています。

当会のあゆみ

大正 元年 12月	当会の前身、静岡県信用組合联合会設立
昭和18年 12月	静岡県農業会と改組(昭和23年に解散)
23年 8月	静岡県信用農業協同組合連合会設立
27年 12月	県下JA貯金100億円達成
29年 4月	農林漁業金融公庫(現(株)日本政策金融公庫)受託業務開始
31年 12月	信連貯金100億円達成
38年 4月	住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)受託業務開始
40年 11月	静岡県農業会館落成(静岡市駿河区曲金)
43年 4月	静岡県公金収納事務の取扱い開始
45年 8月	(株)静農事業団(現 静岡コープサービス(株))設立
47年 4月	農協ホームローン取扱い開始
48年 4月	(社)静岡県農協保証センター発足 (現 一般社団法人静岡県農協保証センター)
49年 1月	県下JA為替取扱い開始
53年 3月	信連事務センター竣工(静岡市駿河区豊田)
53年 10月	信連全店オンライン稼働(以後順次JAも稼働)
55年 5月	県下JA貯金1兆円達成
59年 2月	新系統為替システム全国一斉稼働
59年 8月	JAの全国銀行内国為替制度への加盟による業務開始
59年 9月	全国JA貯金ネットサービス業務開始
59年 12月	信連貯金1兆円達成
60年 11月	静岡銀行とCD提携開始 (以後スルガ銀行・清水銀行とも提携)
63年 11月	静岡県JAオンライン新システム稼働 (第三次システム)
63年 12月	県下JA貯金2兆円達成
平成 2年 7月	業態間CDオンライン提携開始
2年 11月	サンデーバンキング開始
2年 12月	信連貯金2兆円達成
4年 9月	日本銀行歳入復代理店業務開始
4年 12月	県下JA貯金3兆円達成

平成 5年 12月	県下JA貸出金1兆円達成
7年 2月	CI 導入
9年 6月	信託代理店業務(農中信託銀行)開始
9年 10月	(株)静岡県信連ビジネスサービス設立
10年 12月	投資信託窓口販売業務開始
12年 5月	郵貯とCD・ATM 提携開始
12年 10月	デビットカードの取扱い開始
13年 4月	インターネット・モバイルバンキングのサービス開始
13年 12月	JAバンク静岡県本部設置
14年 6月	経営管理委員会制度の導入
15年 2月	個人向け国債窓口販売業務開始
15年 7月	県下JA貯金4兆円達成
16年 1月	JASTEMシステムへ移行
17年 11月	セブン銀行とATM提携開始
18年 10月	ICキャッシュカードの発行開始 クレジットカード型ICキャッシュカードの発行開始
21年 4月	信連貯金3兆円達成
23年 1月	新JASTEMシステムへ移行
25年 11月	イーネットATM、ローソンATMと提携開始
26年 10月	法人JAネットバンクのサービス開始
27年 2月	県下JA貯金5兆円達成
27年 5月	JAバンクでんさいサービスを開始
28年 3月	JA業務支援支店を閉鎖
28年 5月	富士支店の窓口業務終了 富士支店を富士営業部へ変更
29年 5月	沼津支店を富士営業部に統合
30年 4月	清水銀行と手形小切手業務における事務共同化開始
令和 3年 4月	「静岡県信連SDGs宣言」の表明
4年 11月	浜松支店の窓口業務終了 浜松支店を浜松営業部へ変更
5年 4月	「TCFD提言への取り組み」を開示
5年 4月	静岡県信連グループ2か年計画 (2023～2024年度)スタート

業 績

業 績

令和4年度業績の概況

令和4年度の日本経済は、供給制約の緩和と経済活動の正常化を背景に、内需を中心に緩やかに持ち直してきました。一方、資源価格の高騰や、32年ぶりとなる円安水準が国内物価を押し上げる中、家計の負担増加が消費者心理の重しとなりました。

令和4年度のマーケットは、ウクライナ情勢の長期化や主要各国中央銀行による金融引締め、日銀による金融緩和政策の修正観測や米地銀の破綻に端を発した欧米の金融システム不安などが相場を動かす展開となりました。

また、長期金利は、世界的なインフレ懸念を背景に主要各国で金融引締めの動きが加速し、グローバルに金利が上昇する中、

国内においても金利上昇圧力が強まり日銀の変動幅上限を意識した水準で推移しました。12月の日銀金融政策決定会合にて金融緩和政策が修正されたことに加え、更なる追加修正への思惑から長期金利は一時0.545%まで急上昇しましたが、その後は米地銀の破綻や欧州大手銀行の信用不安によるリスク回避の動きから金利は低下し、期末の長期金利は0.320%となりました。

このような環境の中、「安定した利益還元」の実施に向け、役職員一丸となって事業運営に取り組んだ結果、以下の実績となりました。

貯金等	JAから当会への預け金を中心に、前期末に比べ854億円減少し、期末残高は3兆9,025億円となりました。
貸出金	良質な貸出資産の積上げと営業基盤の拡大に取り組んだ結果、前期末に比べ104億円増加し、期末残高は4,781億円となりました。
有価証券	国債や社債を中心とした円債、外貨建外債等に分散投資を図りながら、安定的な収益確保を目指したポートフォリオの構築のため、前期末に比べ1,654億円減少し、期末残高は7,938億円(買入金銭債権・金銭の信託を含まず)となりました。
預け金	農林中金への預入れを中心に、前期末に比べ972億円減少し、期末残高は2兆6,392億円となりました。
損 益	安定的な利益積み上げを図るために、良質な貸出資産の積上げや市場動向を踏まえた有価証券運用を実践したほか、経費の削減等に努めた結果、経常利益は6,019百万円(前年度比△1,202百万円)、当期剰余金は5,165百万円(同△788百万円)となりました。

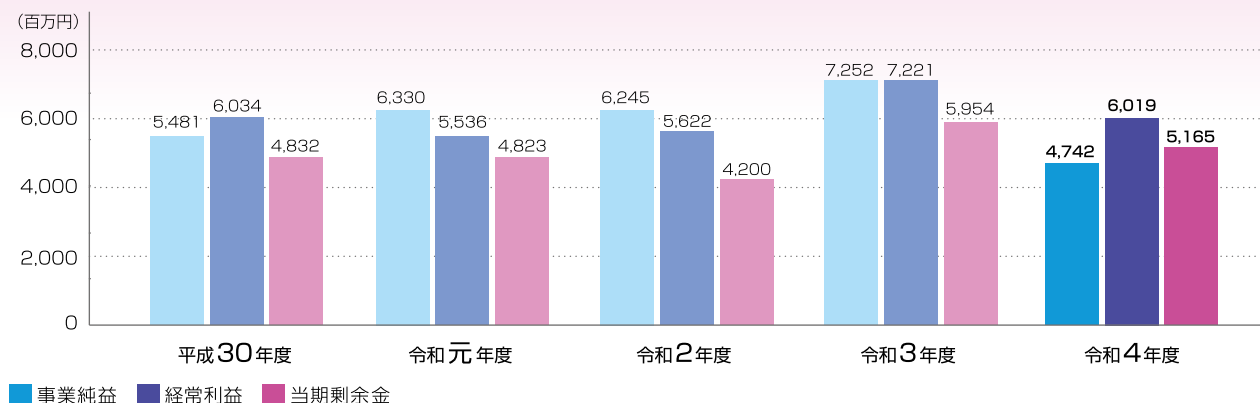
最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

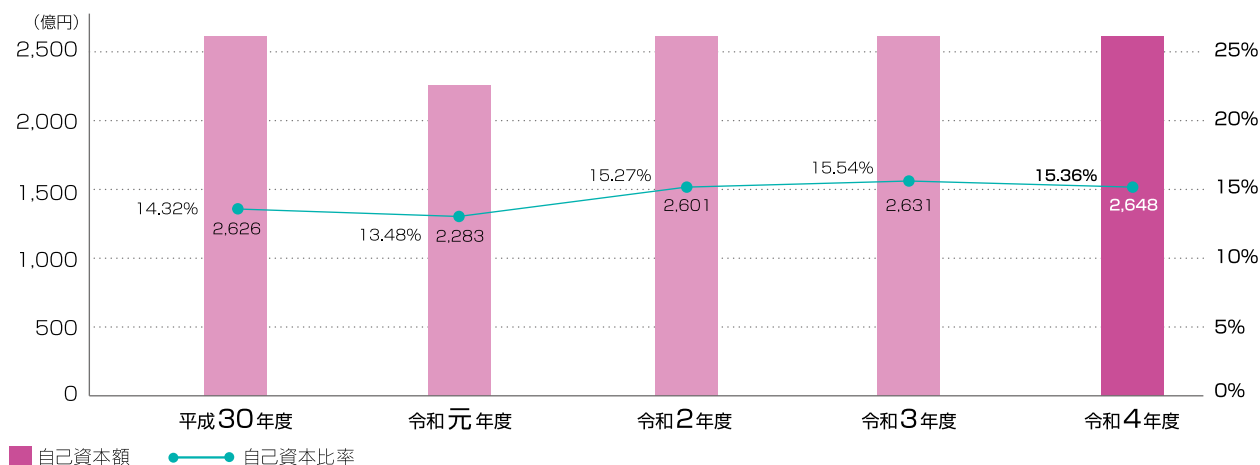
項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	41,291	39,662	39,036	41,852	52,381
事業純益	5,481	6,330	6,245	7,252	4,742
経常利益	6,034	5,536	5,622	7,221	6,019
当期剰余金	4,832	4,823	4,200	5,954	5,165
出資金 (出資口数)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)
純資産額	232,914	226,873	291,849	287,329	273,875
総資産額	4,466,131	4,509,663	4,509,088	4,472,499	4,233,495
貯金等残高	4,017,782	4,041,456	4,042,224	3,988,067	3,902,581
貸出金残高	442,771	473,697	475,297	467,683	478,127
有価証券残高	888,134	820,156	900,624	959,290	793,882
預け金残高	2,864,978	2,939,848	2,840,645	2,736,519	2,639,289
剰余金配当金額	3,035	3,959	3,138	3,502	3,105
普通出資配当額	770	770	770	770	770
第一種後配出資配当額	227	227	227	227	227
第二種後配出資配当額	500	985	1,000	1,000	1,000
事業分量配当額	1,537	1,976	1,139	1,503	1,107
職員数	267 名	271 名	262 名	269 名	271 名
単体自己資本比率	14.32%	13.48%	15.27%	15.54%	15.36%

※ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益の推移

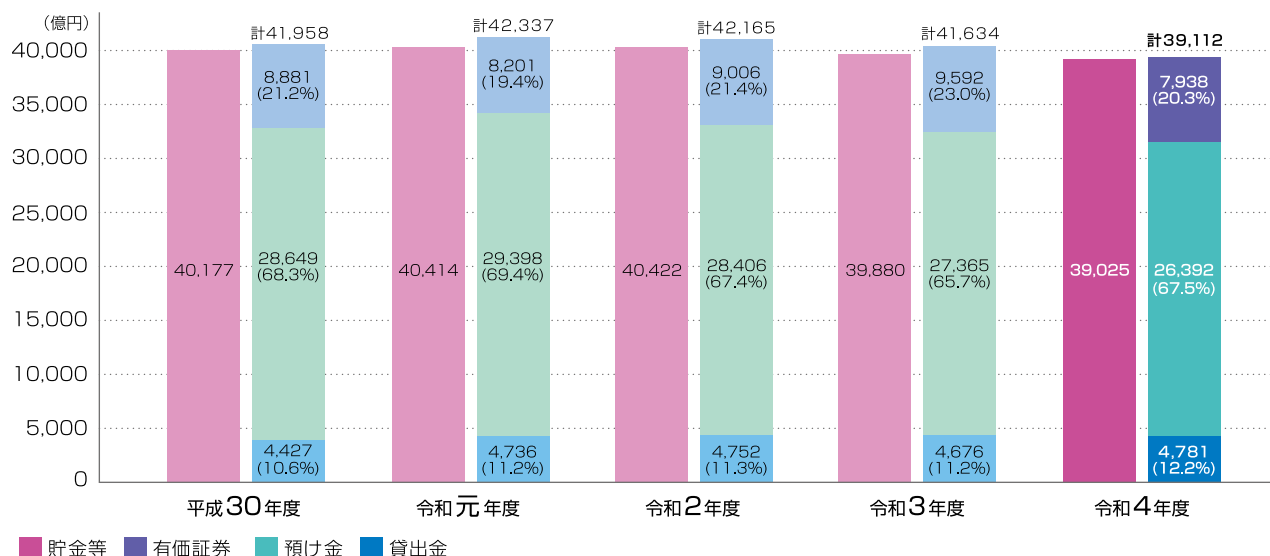


自己資本比率の推移



一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満（国内基準）のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、令和4年度の当会の自己資本比率は15.36%と発令基準である4%を大きく上回っています。

調達資金と運用資金の推移



※ () 内は運用資金の構成比です。

貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
〈資産の部〉		
現金	7,260	5,646
預け金	2,736,519	2,639,289
系統預け金	2,736,209	2,639,140
系統外預け金	310	148
買入金銭債権	9,832	7,294
金銭の信託	117,671	135,789
有価証券	959,290	793,882
国債	431,514	366,553
地方債	39,188	34,462
社債	77,435	93,384
外国証券	250,897	176,283
株式	14,375	14,635
受益証券	144,793	107,583
投資証券	1,086	979
貸出金	467,683	478,127
手形貸付	803	691
証書貸付	285,862	296,388
当座貸越	40,357	39,857
金融機関貸付	140,426	140,890
割引手形	234	299
その他資産	8,114	7,556
従業員貸付金	460	420
差入保証金	401	400
金融派生商品	－	41
仮払金	195	81
未収金	202	1,088
その他の資産	1,603	1,575
未収収益	3,423	3,053
前払費用	22	22
約定取引未決済為替貸	1,755	777
未決済為替貸	50	95
有形固定資産	1,535	1,437
建物	587	571
土地	691	691
リース資産	211	140
その他の有形固定資産	44	33
無形固定資産	581	420
ソフトウェア	581	420
その他の無形固定資産	0	0
外部出資	169,219	169,169
系統出資	167,152	167,152
系統外出資	1,986	1,986
子会社等出資	79	30
債務保証見返	2,170	2,010
貸倒引当金	△ 7,380	△ 7,128
資産の部合計	4,472,499	4,233,495

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
〈負債の部〉		
貯金	3,933,717	3,852,191
当座貯金	63,653	36,109
普通貯金	22,960	21,500
貯蓄貯金	0	0
別段貯金	383	185
定期貯金	3,846,191	3,793,850
定期積金	527	545
譲渡性貯金	54,349	50,389
債券貸借取引受入担保金	57,979	－
借入金	109,400	39,100
代理業務勘定	12	0
その他負債	9,520	3,777
給付補填備金	0	0
貸付留保金	57	40
未払法人税等	481	264
貯金利子諸税その他	17	18
従業員預り金	223	222
金融派生商品	5,965	745
仮受金	106	50
リース債務	179	111
資産除去債務	129	130
未払費用	2,189	2,104
前受収益	47	52
未決済為替借	124	37
諸引当金	8,458	8,188
相互援助積立金	7,024	6,724
賞与引当金	129	132
退職給付引当金	1,258	1,272
役員退職慰労引当金	46	58
繰延税金負債	9,560	3,962
債務保証	2,170	2,010
負債の部合計	4,185,169	3,959,620
〈純資産の部〉		
出資金	161,302	161,302
(うち後配出資金)	(122,758)	(122,758)
利益剰余金	97,535	99,198
利益準備金	48,126	49,326
その他利益剰余金	49,409	49,872
経営基盤安定化積立金	17,500	17,800
特別積立金	17,500	17,800
当期末処分剰余金	14,409	14,272
(うち当期剰余金)	(5,954)	(5,165)
会員資本合計	258,837	260,501
その他有価証券評価差額金	28,492	13,373
評価・換算差額等合計	28,492	13,373
純資産の部合計	287,329	273,875
負債及び純資産の部合計	4,472,499	4,233,495

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
経常収益	41,852	52,381
資金運用収益	27,221	26,612
貸出金利息	3,139	3,242
預け金利息	80	54
有価証券利息配当金	9,158	10,591
その他受入利息	14,841	12,724
(うち受取奨励金)	(12,796)	(11,353)
(うち受取特別配当金)	(1,989)	(1,331)
役務取引等収益	1,682	1,662
受入為替手数料	22	20
その他の受入手数料	1,660	1,642
その他事業収益	11,180	21,655
受取助成金	6	25
受取出資配当金	2,437	2,637
国債等債券売却益	1,193	7,284
外国為替売買益	7,542	11,706
その他経常収益	1,768	2,450
貸倒引当金戻入益	—	249
償却債権取立益	61	—
株式等売却益	299	829
金銭の信託運用益	1,319	1,285
その他の経常収益	87	85
経常費用	34,631	46,361
資金調達費用	19,521	18,658
貯金利息	88	86
譲渡性貯金利息	79	68
その他支払利息	19,353	18,503
(うち支払奨励金)	(19,342)	(18,493)
役務取引等費用	1,540	1,633
支払為替手数料	4	2
その他の支払手数料	1,534	1,628
その他の役務取引等費用	1	1
その他事業費用	7,792	21,080
国債等債券売却損	23	7,568
金融派生商品費用	7,768	13,512
経費	4,458	4,399
人件費	2,244	2,261
物件費	1,954	1,875
税金	258	262
その他経常費用	1,319	589
貸倒引当金繰入額	324	—
相互援助積立金繰入額	300	—
株式等償却	213	—
貸出金償却	—	0
株式等売却損	—	17
金銭の信託運用損	72	161
その他の経常費用	407	411
経常利益	7,221	6,019
特別損失	3	4
固定資産処分損	3	4
税引前当期利益	7,218	6,014
法人税、住民税及び事業税	1,364	746
法人税等調整額	△ 100	102
法人税等合計	1,264	849
当期剰余金	5,954	5,165
当期首繰越剰余金	8,455	9,107
当期末処分剰余金	14,409	14,272

業績

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	14,409	14,272
2 剰余金処分額	5,302	4,755
(1) 利益準備金	1,200	1,100
(2) 任意積立金	600	550
経営基盤安定化積立金	300	275
特別積立金	300	275
(3) 出資配当金	1,998	1,998
普通出資に対する配当金	770 (2.00%)	770 (2.00%)
第一種後配出資に対する配当金	227 (1.00%)	227 (1.00%)
第二種後配出資に対する配当金	1,000 (1.00%)	1,000 (1.00%)
(4) 事業分量配当金	1,503	1,107
3 次期繰越剰余金	9,107	9,517

- ※ 1. 経営基盤安定化積立金は、県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てることを目的としており、特別積立金の残高に達するまで積立てることとしています。
2. 事業分量配当金は、会員JAからお預けいただいた信連定期貯金(スーパー定期基準型)の平均残高に対して、次の配当率により算出した額です。
- 令和3年度 0.040%
- 令和4年度 0.030%

【令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)】	【令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)】																																
1. 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定) - 及び関連法人等株式 ・その他有価証券 時価のあるもの …… 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>19年～65年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5年～20年</td></tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。 (8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。 (9) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。 <table> <tr> <td>破綻先</td><td>…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者</td></tr> <tr> <td>実質破綻先</td><td>…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者</td></tr> <tr> <td>破綻懸念先</td><td>…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td></tr> <tr> <td>要注意先</td><td>…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td></tr> <tr> <td>要管理先</td><td>…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者</td></tr> <tr> <td>正常先</td><td>…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td></tr> </table> 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。 要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。	建 物	19年～65年	その他	5年～20年	破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者	実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者	破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者	正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定) - 及び関連法人等株式 ・その他有価証券 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>19年～65年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5年～20年</td></tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については、零としております。 (8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (9) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。 <table> <tr> <td>破綻先</td><td>…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者</td></tr> <tr> <td>実質破綻先</td><td>…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者</td></tr> <tr> <td>破綻懸念先</td><td>…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td></tr> <tr> <td>要注意先</td><td>…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td></tr> <tr> <td>要管理先</td><td>…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者</td></tr> <tr> <td>正常先</td><td>…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td></tr> </table> 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。 要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。	建 物	19年～65年	その他	5年～20年	破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者	実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者	破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者	正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
建 物	19年～65年																																
その他	5年～20年																																
破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者																																
実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者																																
破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者																																
要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者																																
要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者																																
正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者																																
建 物	19年～65年																																
その他	5年～20年																																
破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者																																
実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者																																
破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者																																
要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者																																
要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者																																
正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者																																

②相互援助積立金 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しています。 ③賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。 ④退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ⑤役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。 (10) ヘッジ会計の方法 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。	②相互援助積立金 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。 ③賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (10) ヘッジ会計の方法 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っております。
2. 会計方針の変更に関する事項 (1) 収益認識に関する会計基準等の適用 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束手形又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 これによる当年度の損益に与える影響はありません。 (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。 これによる当年度の計算書類への影響はありません。	2. 会計方針の変更に関する事項 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。
3. 会計上の見積りに関する事項 (1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,380 百万円 (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報 ①見積金額の算出に用いた仮定 当年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴うまん延防止等重点措置の適用による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。 ②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を定許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。 ③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。	3. 会計上の見積りに関する事項 (1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,128 百万円 (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報 ①見積金額の算出に用いた仮定 当年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が一定程度懸念されますが、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。 ②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を定許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。 ③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項	4. 貸借対照表に関する事項																																
(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,612 百万円です。 (2) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>144,294 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>20,000 百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>借入金</td><td>109,400 百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>57,979 百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金 14 百万円が含まれています。 (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 86,491 百万円含まれています。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は 579 百万円です。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は 760 百万円です。 (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>2 百万円</td></tr> <tr> <td>危険債権額</td><td>7,634 百万円</td></tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td><td>0 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td><td>0 百万円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>7,636 百万円</td></tr> </table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (表示方法の変更) 令和 2 年 12 月 23 日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和 4 年 3 月 31 日施行) (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は 234 百万円です。 (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 126,811 百万円です。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 55,747 百万円が含まれています。	有価証券	144,294 百万円	貸出金	20,000 百万円	借入金	109,400 百万円	債券貸借取引受入担保金	57,979 百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2 百万円	危険債権額	7,634 百万円	三月以上延滞債権額	0 百万円	貸出条件緩和債権額	0 百万円	合計額	7,636 百万円	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,670 百万円です。 (2) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>32,520 百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>借入金</td><td>39,100 百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れております。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金 13 百万円が含まれております。 (3) 子会社等に対する金銭債権の総額は 0 百万円です。 (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 190 百万円です。 (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>危険債権額</td><td>7,610 百万円</td></tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>7,610 百万円</td></tr> </table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 299 百万円です。 (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 160,491 百万円です。 (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 55,747 百万円が含まれております。	有価証券	32,520 百万円	借入金	39,100 百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－ 百万円	危険債権額	7,610 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	－ 百万円	合計額	7,610 百万円
有価証券	144,294 百万円																																
貸出金	20,000 百万円																																
借入金	109,400 百万円																																
債券貸借取引受入担保金	57,979 百万円																																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2 百万円																																
危険債権額	7,634 百万円																																
三月以上延滞債権額	0 百万円																																
貸出条件緩和債権額	0 百万円																																
合計額	7,636 百万円																																
有価証券	32,520 百万円																																
借入金	39,100 百万円																																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－ 百万円																																
危険債権額	7,610 百万円																																
三月以上延滞債権額	－ 百万円																																
貸出条件緩和債権額	－ 百万円																																
合計額	7,610 百万円																																
5. 損益計算書に関する事項	5. 損益計算書に関する事項																																
(1) 子会社等との取引による収益総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>19 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> (2) 子会社等との取引による費用総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>829 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 21 百万円です。	うち事業取引高	19 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円	うち事業取引高	829 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円	(1) 子会社等との取引による収益総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>12 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> なお、収益総額には静岡コープサービス㈱との令和 4 年 11 月 30 日までの取引額 11 百万円が含まれています。 (2) 子会社等との取引による費用総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>663 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> なお、費用総額には静岡コープサービス㈱との令和 4 年 11 月 30 日までの取引額 375 百万円が含まれています。 (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は 2 百万円です。	うち事業取引高	12 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円	うち事業取引高	663 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																
うち事業取引高	19 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																
うち事業取引高	829 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																
うち事業取引高	12 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																
うち事業取引高	663 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																

6. 金融商品に関する事項	6. 金融商品に関する事項
(1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、ＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 ＪＡは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡ、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。 ③金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ＡＬＭ委員会において対応方向を協議・決定しています。 b 市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ＡＬＭ委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。 (a) 金利リスク 当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会及び理事会等に報告しています。 (b) 為替リスク 当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。 (c) 価格変動リスク 有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、ＡＬＭ委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。 また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的に実施しています。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。 (e) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受け	(1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、ＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 ＪＡは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡ、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っております。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しております。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っております。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しております。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ＡＬＭ委員会において対応方向を協議・決定しております。 b 市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しております。 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ＡＬＭ委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っております。 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。 (a) 金利リスク 当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しております。 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会及び理事会等に報告しております。 (b) 為替リスク 当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っております。 (c) 価格変動リスク 有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、ＡＬＭ委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。 また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的に実施しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。 (e) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受け

る主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)」に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、85,904百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位: 百万円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	2,736,519	2,736,572	53
買入金銭債権	9,832	9,827	△ 5
満期保有目的 金銭の信託	9,832	9,827	△ 5
運用目的の金銭の信託	117,671	117,671	—
その他の金銭の信託	1,864	1,864	—
有価証券	115,807	115,807	—
満期保有目的の債券	959,290	964,967	5,677
その他有価証券	103,834	109,511	5,677
貸出金	855,456	855,456	—
貸倒引当金	468,144	—	—
貸倒引当金控除後	△ 7,343	—	—
資産計	460,800	463,835	3,035
負債計	4,284,114	4,292,874	8,759
貯金	3,988,067	3,988,140	73
借入金	109,400	109,400	—
債券貸借取引受入担保金	57,979	57,979	—
負債計	4,155,446	4,155,520	73

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,965)	(5,965)	—
デリバティブ取引計	(5,965)	(5,965)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金460百万円を含めています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金54,349百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

る主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)」に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、70,346百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位: 百万円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	2,639,289	2,639,034	△ 255
買入金銭債権	7,294	7,291	△ 3
満期保有目的 金銭の信託	7,294	7,291	△ 3
運用目的の金銭の信託	135,789	135,789	—
その他の金銭の信託	1,804	1,804	—
有価証券	133,985	133,985	—
満期保有目的の債券	793,882	798,740	4,857
その他有価証券	84,886	89,744	4,857
貸出金	708,995	708,995	—
貸倒引当金	478,127	—	—
貸倒引当金控除後	△ 7,095	—	—
資産計	471,031	472,472	1,440
負債計	4,047,289	4,053,328	6,039
貯金	3,902,581	3,902,269	△ 311
借入金	39,100	39,077	△ 22
負債計	3,941,681	3,941,347	△ 334

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(703)	(703)	—
デリバティブ取引計	(703)	(703)	—

- (注) 1. その他有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金50,389百万円を含めております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和元年 7 月 4 日）第 26 項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は 169.219 百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

なお、外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。

③ 市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は 169.169 百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

- （注） 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 前年度および当年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 14 号 2022 年 10 月 28 日）第 132 項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,736,519	—	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	39,685	47,780	75,301
満期保有目的の債券	29,385	4,587	7,287
その他有価証券のうち満期があるもの	10,300	43,193	68,014
貸出金	106,989	65,739	44,929
合 計	2,883,195	113,520	120,230

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	—	9,832
満期保有目的	—	—	9,832
有価証券	42,033	52,806	523,460
満期保有目的の債券	5,987	87	54,780
その他有価証券のうち満期があるもの	36,046	52,719	468,680
貸出金	44,765	36,615	168,644
合 計	86,798	89,421	701,937

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越40,357百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,932,749	552	362
譲渡性貯金	54,349	—	—
借入金	70,300	24,400	14,700
債券貸借取引受入担保金	57,979	—	—
合 計	4,115,378	24,952	15,062

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	30	22	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—
合 計	30	22	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,619,289	20,000	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	32,439	58,608	32,725
満期保有目的の債券	4,587	7,287	5,987
その他有価証券のうち満期があるもの	27,852	51,321	26,738
貸出金	120,451	58,034	53,322
合 計	2,772,181	136,643	86,047

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	830	6,464
満期保有目的	—	830	6,464
有価証券	44,247	54,809	450,398
満期保有目的の債券	87	5,587	59,793
その他有価証券のうち満期があるもの	44,160	49,222	390,605
貸出金	40,799	44,898	160,620
合 計	85,047	100,538	617,483

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越39,857百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,851,460	450	255
譲渡性貯金	50,049	340	—
借入金	24,400	14,700	—
合 計	3,925,910	15,490	255

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	25	0	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
合 計	25	0	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864
	地方債	19,174	19,635	460
	社債	30,409	30,743	333
	その他	5,567	5,594	26
	小計	103,801	109,487	5,685
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,865	9,850	△ 14
	小計	9,865	9,850	△ 14
合 計		113,666	119,338	5,671

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	56,101	60,479	4,378
	地方債	9,379	9,729	350
	社債	16,806	16,938	132
	その他	1,269	1,273	3
	小計	83,556	88,421	4,864
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	8,625	8,614	△ 10
	小計	8,625	8,614	△ 10
合 計		92,181	97,035	4,853

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116
	債券	421,588	396,060	25,528
	国債	255,588	243,613	11,975
	地方債	—	—	—
	社債	10,427	10,392	35
	その他	155,572	142,054	13,517
	その他	99,818	78,710	21,108
	小計	533,338	481,585	51,752
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	2,444	2,775	△ 331
	債券	273,611	283,184	△ 9,572
	国債	127,275	131,584	△ 4,309
	地方債	20,013	20,287	△ 274
	社債	36,598	36,700	△ 101
	その他	89,724	94,611	△ 4,886
	その他	46,061	49,552	△ 3,491
	小計	322,117	335,512	△ 13,394
合 計		855,456	817,098	38,358

(注) 上記差額合計から繰延税金負債10,427百万円を差引いた金額27,930百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)				
科 目	売却額	売却益	売却損	
株 式	164	6	—	
債 券	149,106	1,161	—	
そ の 他	7,136	293	—	
合 計	156,407	1,460	—	

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)としています。

当年度における減損処理額は、213百万円(うち、株式213百万円)です。
なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行ってあります。

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	12,342	6,855	5,487
	債券	230,977	211,279	19,697
	国債	118,886	110,507	8,378
	地方債	—	—	—
	社債	17,947	17,891	56
	その他	94,142	82,880	11,262
	その他	61,900	44,692	17,208
	小計	305,220	262,827	42,393
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	2,292	2,559	△ 267
	債券	354,819	373,127	△ 18,307
	国債	191,565	203,572	△ 12,007
	地方債	25,083	25,855	△ 772
	社債	58,630	58,960	△ 330
	その他	79,540	84,738	△ 5,197
	その他	46,663	51,918	△ 5,255
	小計	403,774	427,605	△ 23,830
合 計		708,995	690,433	18,562

(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,006百万円を差引いた金額13,555百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)				
科 目	売却額	売却益	売却損	
株 式	415	156	17	
債 券	277,942	7,267	7,433	
そ の 他	10,895	588	—	
合 計	289,253	8,012	7,450	

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)としております。

なお、当年度において減損処理は行っておりません。

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,864 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)					
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債210百万円を差引いた金額額561百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,804 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)					
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	133,985	134,236	△ 250	3,171	△ 3,422

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

9. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位: 百万円)					
ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	為替予約	その他 有価証券	105,414	—	△ 5,965

9. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位: 百万円)					
ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	為替予約	その他 有価証券	40,197	—	△ 703

10. 退職給付に関する事項	10. 退職給付に関する事項																																																																																								
(1) 退職給付 ①採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています）を設けています。 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。 ②確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>1,204 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>167 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 33 百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>△ 80 百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>1,258 百万円</td></tr> </table> b退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>2,387 百万円</td></tr> <tr> <td>共済会積立額</td><td>△ 1,129 百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>1,258 百万円</td></tr> </table> c 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>167 百万円</td></tr> </table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。 また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は291百万円です。	期首における退職給付引当金	1,204 百万円	退職給付費用	167 百万円	退職給付の支払額	△ 33 百万円	制度への拠出額	△ 80 百万円	期末における退職給付引当金	1,258 百万円	積立型制度の退職給付債務	2,387 百万円	共済会積立額	△ 1,129 百万円		1,258 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	167 百万円	(1) 退職給付 ①採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しております）を設けております。 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ②確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>1,258 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>168 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 72 百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>△ 80 百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>1,272 百万円</td></tr> </table> b退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>2,459 百万円</td></tr> <tr> <td>共済会積立額</td><td>△ 1,186 百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>1,272 百万円</td></tr> </table> c 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>168 百万円</td></tr> </table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。 また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は256百万円です。	期首における退職給付引当金	1,258 百万円	退職給付費用	168 百万円	退職給付の支払額	△ 72 百万円	制度への拠出額	△ 80 百万円	期末における退職給付引当金	1,272 百万円	積立型制度の退職給付債務	2,459 百万円	共済会積立額	△ 1,186 百万円		1,272 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	168 百万円																																																				
期首における退職給付引当金	1,204 百万円																																																																																								
退職給付費用	167 百万円																																																																																								
退職給付の支払額	△ 33 百万円																																																																																								
制度への拠出額	△ 80 百万円																																																																																								
期末における退職給付引当金	1,258 百万円																																																																																								
積立型制度の退職給付債務	2,387 百万円																																																																																								
共済会積立額	△ 1,129 百万円																																																																																								
	1,258 百万円																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	167 百万円																																																																																								
期首における退職給付引当金	1,258 百万円																																																																																								
退職給付費用	168 百万円																																																																																								
退職給付の支払額	△ 72 百万円																																																																																								
制度への拠出額	△ 80 百万円																																																																																								
期末における退職給付引当金	1,272 百万円																																																																																								
積立型制度の退職給付債務	2,459 百万円																																																																																								
共済会積立額	△ 1,186 百万円																																																																																								
	1,272 百万円																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	168 百万円																																																																																								
11. 税効果会計に関する事項	11. 税効果会計に関する事項																																																																																								
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>1,640 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金償却超過額</td><td>2 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>35 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>343 百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>1,917 百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td><td>102 百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>88 百万円</td></tr> <tr> <td>未払奨励金</td><td>425 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>279 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,836 百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△ 3,758 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>1,078 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 10,638 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 10,638 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 9,560 百万円 (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.3 %</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 5.3 %</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△ 5.7 %</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.1 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>1.0 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△ 0.0 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.5 %</td></tr> </table>	貸倒引当金超過額	1,640 百万円	貸出金償却超過額	2 百万円	賞与引当金超過額	35 百万円	退職給付引当金超過額	343 百万円	相互援助積立金超過額	1,917 百万円	有価証券有税償却額	102 百万円	未払事業税	88 百万円	未払奨励金	425 百万円	その他	279 百万円	繰延税金資産小計	4,836 百万円	評価性引当額	△ 3,758 百万円	繰延税金資産合計 (A)	1,078 百万円	その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 10,638 百万円	法定実効税率 (調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.3 %	事業分量配当金	△ 5.7 %	住民税均等割等	0.1 %	評価性引当額の増減	1.0 %	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5 %	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>1,570 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金償却超過額</td><td>5 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>36 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>347 百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>1,835 百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td><td>102 百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>48 百万円</td></tr> <tr> <td>未払奨励金</td><td>420 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>299 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,665 百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△ 3,690 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>975 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 4,938 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 4,938 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 3,962 百万円 (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.3 %</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 7.4 %</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△ 5.0 %</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.1 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△ 1.1 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△ 0.0 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>14.1 %</td></tr> </table>	貸倒引当金超過額	1,570 百万円	貸出金償却超過額	5 百万円	賞与引当金超過額	36 百万円	退職給付引当金超過額	347 百万円	相互援助積立金超過額	1,835 百万円	有価証券有税償却額	102 百万円	未払事業税	48 百万円	未払奨励金	420 百万円	その他	299 百万円	繰延税金資産小計	4,665 百万円	評価性引当額	△ 3,690 百万円	繰延税金資産合計 (A)	975 百万円	その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 4,938 百万円	法定実効税率 (調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.4 %	事業分量配当金	△ 5.0 %	住民税均等割等	0.1 %	評価性引当額の増減	△ 1.1 %	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %
貸倒引当金超過額	1,640 百万円																																																																																								
貸出金償却超過額	2 百万円																																																																																								
賞与引当金超過額	35 百万円																																																																																								
退職給付引当金超過額	343 百万円																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,917 百万円																																																																																								
有価証券有税償却額	102 百万円																																																																																								
未払事業税	88 百万円																																																																																								
未払奨励金	425 百万円																																																																																								
その他	279 百万円																																																																																								
繰延税金資産小計	4,836 百万円																																																																																								
評価性引当額	△ 3,758 百万円																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	1,078 百万円																																																																																								
その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	△ 10,638 百万円																																																																																								
法定実効税率 (調整)	27.3 %																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.3 %																																																																																								
事業分量配当金	△ 5.7 %																																																																																								
住民税均等割等	0.1 %																																																																																								
評価性引当額の増減	1.0 %																																																																																								
その他	△ 0.0 %																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5 %																																																																																								
貸倒引当金超過額	1,570 百万円																																																																																								
貸出金償却超過額	5 百万円																																																																																								
賞与引当金超過額	36 百万円																																																																																								
退職給付引当金超過額	347 百万円																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,835 百万円																																																																																								
有価証券有税償却額	102 百万円																																																																																								
未払事業税	48 百万円																																																																																								
未払奨励金	420 百万円																																																																																								
その他	299 百万円																																																																																								
繰延税金資産小計	4,665 百万円																																																																																								
評価性引当額	△ 3,690 百万円																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	975 百万円																																																																																								
その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	△ 4,938 百万円																																																																																								
法定実効税率 (調整)	27.3 %																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.4 %																																																																																								
事業分量配当金	△ 5.0 %																																																																																								
住民税均等割等	0.1 %																																																																																								
評価性引当額の増減	△ 1.1 %																																																																																								
その他	△ 0.0 %																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %																																																																																								

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	107	45

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員10名、理事5名、監事3名です(期中に退任した者を含む)。
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、信連役員報酬審議会(構成：当会の会員JAから選出された委員11人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員及び理事については経営管理委員会、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
4. 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

貯金計数

科目別貯金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	62,892 (1.5%)	63,585 (1.6%)	693
定期性貯金	3,983,706 (97.1%)	3,905,229 (97.1%)	△ 78,476
その他の貯金	1,132 (0.0%)	1,063 (0.0%)	△ 69
計	4,047,731 (98.7%)	3,969,879 (98.7%)	△ 77,852
譲渡性貯金	53,893 (1.3%)	51,041 (1.3%)	△ 2,852
合 計	4,101,625 (100.0%)	4,020,920 (100.0%)	△ 80,705

- ※ 1. ()内は構成比です。
 2. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	3,846,191 (100.0%)	3,793,850 (100.0%)	△ 52,341
うち固定金利定期	3,846,191 (100.0%)	3,793,850 (100.0%)	△ 52,341
うち変動金利定期	－ (－ %)	－ (－ %)	－

- ※ 1. ()内は構成比です。
 2. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金計数

科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	823	702	△ 120
証書貸付	287,330	290,839	3,509
当座貸越	36,902	38,086	1,184
割引手形	243	284	41
金融機関貸付	140,978	137,001	△ 3,976
合 計	466,277	466,914	637

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	298,199 (63.8%)	313,093 (65.5%)	14,893
変動金利貸出	169,483 (36.2%)	165,033 (34.5%)	△ 4,450
合 計	467,683 (100.0%)	478,127 (100.0%)	10,443

- ※ ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	842	777	△ 65
有価証券	2	149	147
動産	—	—	—
不動産	9,899	9,091	△ 808
その他担保物	28	25	△ 3
小 計	10,773	10,043	△ 729
農業信用基金協会保証	223	199	△ 23
その他保証	1,769	2,350	580
小 計	1,992	2,550	557
信用	454,917	465,533	10,615
合 計	467,683	478,127	10,443

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	636	428	△ 208
その他担保物	—	—	—
小 計	636	428	△ 208
信用	1,534	1,581	47
合 計	2,170	2,010	△ 160

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設備資金	31,506 (6.7%)	30,203 (6.3%)	△ 1,302
運転資金	436,177 (93.3%)	447,923 (93.7%)	11,746
合 計	467,683 (100.0%)	478,127 (100.0%)	10,443

※ ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	1,879 (0.4%)	1,743 (0.4%)	△ 136
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	59,866 (12.8%)	58,583 (12.3%)	△ 1,283
鉱業	2,460 (0.5%)	2,460 (0.5%)	—
建設業	7,857 (1.7%)	9,753 (2.0%)	1,895
電気・ガス・熱供給・水道業	14,545 (3.1%)	18,221 (3.8%)	3,676
運輸・通信業	35,214 (7.5%)	35,416 (7.4%)	202
卸売・小売・飲食業	36,912 (7.9%)	37,436 (7.8%)	524
金融・保険業	159,056 (34.0%)	157,220 (32.9%)	△ 1,835
不動産業	41,413 (8.9%)	43,958 (9.2%)	2,544
サービス業	108,275 (23.2%)	113,172 (23.7%)	4,896
地方公共団体	— (—)	— (—)	—
その他	201 (0.0%)	159 (0.0%)	△ 41
合 計	467,683 (100.0%)	478,127 (100.0%)	10,443

※ ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	4,318	5,232	913
穀作	8	4	△ 4
野菜・園芸	846	923	76
果樹・樹園農業	125	207	81
工芸作物	232	244	11
養豚・肉牛・酪農	117	109	△ 8
養鶏・養卵	310	54	△ 255
養蚕	—	—	—
その他農業	2,677	3,689	1,011
農業関連団体等	2,115	2,421	306
合 計	6,434	7,654	1,220

- ※ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含みます。
 3. 「農業関連団体等」には、JA・専門農協及び経済連等の連合会とその子会社等を含みます。

2. 資金種類別

① 貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	4,314	5,672	1,358
農業制度資金	2,119	1,982	△ 137
農業近代化資金	2,119	1,982	△ 137
その他制度資金	—	—	—
合 計	6,434	7,654	1,220

- ※ 1. プロパー資金とは、制度資金を除く、当会原資の資金をご融資している貸出金で、JAアグリマイティー資金等が該当します。
 2. 農業制度資金は、以下の制度資金が該当します。
 ① 地方公共団体から原資を借入れ、当会がお客さまに転貸してご融資する資金
 ② 地方公共団体等が利子補給等を行うことで当会が低利でご融資する資金
 なお、日本政策金融公庫がお客さまに直接ご融資する資金は含んでいません。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

② 受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	10,840	10,291	△ 549

- ※ 日本政策金融公庫が原資の資金を当会経由にて農業者等にご融資している貸出金で、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）や農業基盤整備資金等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和3年度					
一般貸倒引当金	1,153	1,166	－	1,153	1,166
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213
合 計	7,076	7,361	21	7,036	7,380
令和4年度					
一般貸倒引当金	1,166	990	－	1,166	990
個別貸倒引当金	6,213	6,119	2	6,192	6,138
合 計	7,380	7,109	2	7,359	7,128

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	0

開示基準別の分類・保全状況

(単位: 百万円)

資産査定結果(債務者区分別) 対象: 総与信					リスク管理債権及び金融再生法に基づく資産査定結果 対象: リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権 (ただし、要管理債権は貸出金のみ)				
債務者区分 与信残高	分 類				債権区分 与信残高	担保・保証 による保全額	貸倒 引当額	保全額	保全率
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先	—	—	—	— (—)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—	—	—
実質破綻先	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
破綻懸念先	7,610	122	1,321	6,167 (6,119)	危険債権	7,610	1,443	6,119	99.38%
要注意先 11,545	要管理先 —	—	—	—	要管理債権 (貸出金のみ)	—	—	—	—
	その他の 要注意先 11,545	356	11,188	—	三月以上延滞債権 条件緩和債権	—	—	—	—
正常先	461,127	461,127	—	—	(小計)	7,610	1,443	6,119	99.38%
その他	—	—	—	—	正常債権	472,672	—	—	—
合 計	480,283	461,605	12,510	6,167 (6,119)	合 計	480,282	—	—	—

金融再生法に基づく
開示債権に占める
不良債権の割合
1.58%

- ※ 1. 総与信とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・未収金・貸出に準ずる仮払金・債務保証見返勘定)です。
2. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権とは、貸出金・貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定です。
3. 資産査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する個別貸倒引当額です。
4. 当会の与信残高は、部分直接償却実施後の残高であり、破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額について個別貸倒引当金を計上しています。

リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位: 百万円)

債権区分	債権残高 (A)	保全額			保全率 (D) / (A)
		担保等の保全額 (B)	貸倒引当金 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	
令和3年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2	－	2	2	100.00%
危険債権	7,634	1,384	6,192	7,576	99.24%
要管理債権(貸出金のみ)	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－
計	7,636	1,384	6,195	7,579	99.25%
正常債権	462,352				
合 計	469,989				
令和4年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	－	－	－	－	－
危険債権	7,610	1,443	6,119	7,563	99.38%
要管理債権(貸出金のみ)	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－
計	7,610	1,443	6,119	7,563	99.38%
正常債権	472,672				
合 計	480,282				

- ※ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

該当する取引はありません。

用語解説

債務者区分

- ▶ **破綻先**
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
- ▶ **実質破綻先**
破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- ▶ **破綻懸念先**
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者
- ▶ **要注意先**
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- ▶ **要管理先**
要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
- ▶ **正常先**
業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ▶ **その他**
国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権

リスク管理債権及び金融再生法開示債権区分に基づく区分

- ▶ **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ▶ **危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ▶ **要管理債権**
三月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- ▶ **三月以上延滞債権**
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権を除く）
- ▶ **貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権を除く）
- ▶ **正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

有価証券計数

種類別有価証券平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	324,094	396,575	72,480
地方債	38,729	37,237	△ 1,491
社債	78,818	83,837	5,019
株式	9,700	9,464	△ 236
外国証券	216,412	213,877	△ 2,535
その他の証券	125,612	119,237	△ 6,374
合 計	793,368	860,229	66,861

有価証券残存期間別残高

(単位: 百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
令和3年度								
国債	5,000	25,266	15,285	18,585	74,667	285,041	—	423,848
地方債	13,321	1,247	1,247	6,309	12,171	5,164	—	39,462
社債	13,902	25,397	28,800	6,109	3,292	—	—	77,501
株式	—	—	—	—	—	—	9,590	9,590
外国証券	7,253	66,590	46,560	80,174	36,116	5,570	—	242,266
その他の証券	—	11,362	12,466	10,030	32,522	5,530	56,351	128,263
合 計	39,478	129,864	104,360	121,210	158,770	301,306	65,941	920,932
令和4年度								
国債	13,044	14,123	20,334	25,873	90,501	206,304	—	370,181
地方債	623	1,247	6,393	4,557	17,871	4,540	—	35,234
社債	7,499	35,998	34,506	4,693	10,960	—	—	93,658
株式	—	—	—	—	—	—	9,415	9,415
外国証券	10,921	36,011	33,494	33,769	46,145	9,875	—	170,218
その他の証券	5,035	7,995	7,494	10,506	12,030	322	53,226	96,611
合 計	37,125	95,376	102,223	79,400	177,509	221,042	62,641	775,320

※ 残高は貸借対照表計上額ではなく、取得価額（取得原価又は償却原価）により表示しています。

種類別商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

有価証券等の時価情報

1. 有価証券

① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864	56,101	60,479	4,378
	地方債	19,174	19,635	460	9,379	9,729	350
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	30,409	30,743	333	16,806	16,938	132
	外国証券	4,600	4,624	24	400	401	1
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	102,834	108,518	5,683	82,686	87,549	4,862
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	1,000	993	△ 6	2,200	2,195	△ 4
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,000	993	△ 6	2,200	2,195	△ 4
合 計		103,834	109,511	5,677	84,886	89,744	4,857

※ 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得原価又は償却原価を貸借対照表計上額としています。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116	12,342	6,855	5,487
	債券	266,016	254,005	12,010	136,834	128,399	8,434
	国債	255,588	243,613	11,975	118,886	110,507	8,378
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,427	10,392	35	17,947	17,891	56
	その他	255,391	220,765	34,625	156,043	127,572	28,471
	外国証券	155,572	142,054	13,517	94,142	82,880	11,262
	その他の証券	99,818	78,710	21,108	61,900	44,692	17,208
	小 計	533,338	481,585	51,752	305,220	262,827	42,393
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,444	2,775	△ 331	2,292	2,559	△ 267
	債券	183,887	188,572	△ 4,685	275,278	288,388	△ 13,110
	国債	127,275	131,584	△ 4,309	191,565	203,572	△ 12,007
	地方債	20,013	20,287	△ 274	25,083	25,855	△ 772
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	36,598	36,700	△ 101	58,630	58,960	△ 330
	その他	135,786	144,164	△ 8,377	126,203	136,657	△ 10,453
	外国証券	89,724	94,611	△ 4,886	79,540	84,738	△ 5,197
	その他の証券	46,061	49,552	△ 3,491	46,663	51,918	△ 5,255
	小 計	322,117	335,512	△ 13,394	403,774	427,605	△ 23,830
合 計		855,456	817,098	38,358	708,995	690,433	18,562

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

2. 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,864	—	1,804	—

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134	133,985	134,236	△ 250	3,171	△ 3,422

※ 1. 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれの「差額」の内訳です。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

① 金利関連取引

該当する取引はありません。

② 通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和3年度			令和4年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	105,414	△ 5,965	△ 5,965	40,197	△ 703	△ 703
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	合 計		105,414	△ 5,965	△ 5,965	40,197	△ 703	△ 703

※ 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益総括表

（単位：百万円）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	8,194	8,538	344
役務取引等収支	142	29	△ 112
その他事業収支	3,388	574	△ 2,813
事業粗利益	11,724	9,141	△ 2,582
（事業粗利益率）	（ 0.27% ）	（ 0.22% ）	（ △ 0.05P ）

※ 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 *金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託平均残高 × 資金調達勘定利回り
 資金調達勘定利回り = 資金調達費用 / 資金調達勘定平均残高
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高* × 100
 *資金運用勘定平均残高 = 預け金 + 買入金銭債権 + 有価証券 + 貸出金 + 従業員貸付金

事業純益（法定）

（単位：百万円）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
事業純益	7,252	4,918	△ 2,333
実質事業純益	7,266	4,742	△ 2,523
コア事業純益	6,096	5,025	△ 1,070
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	7,413	6,848	△ 565

※ 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.16%	0.14%	△ 0.02P
純資産経常利益率	2.77%	2.29%	△ 0.48P
総資産当期純利益率	0.13%	0.12%	△ 0.01P
純資産当期純利益率	2.28%	1.96%	△ 0.32P

- ※ 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高 (債務保証見返を除く) × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産平均残高 (債務保証見返を除く) × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	4,236,500	27,221	0.64%	4,082,864	26,612	0.65%
うち預け金	2,954,246	14,866	0.50%	2,739,815	12,738	0.47%
うち有価証券	793,368	9,158	1.15%	860,229	10,591	1.23%
うち貸出金	466,277	3,139	0.67%	466,914	3,242	0.69%
資金調達勘定	4,140,018	19,026	0.46%	3,984,254	18,074	0.45%
うち貯金・定期積金	4,047,731	19,430	0.48%	3,969,879	18,579	0.47%
うち譲渡性貯金	53,893	79	0.15%	51,041	68	0.13%
うち借入金	131,258	—	—	70,843	—	—
総資金利ざや	—	—	0.08%	—	—	0.09%

- ※ 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率*
 *資金調達原価率 = (資金調達費用 + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高 - 金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の「平均残高」及び「利息」は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取利息・支払利息の増減額

(単位: 百万円)

項 目	令和3年度 増減額	令和4年度 増減額
受取利息	△ 661	△ 608
うち預け金	△ 68	△ 2,128
うち有価証券	△ 520	1,432
うち貸出金	△ 77	102
支払利息	△ 1,468	△ 952
うち貯金・定期積金	△ 1,385	△ 850
うち譲渡性貯金	△ 16	△ 10
うち借入金	△ 36	—
差引	807	344

- ※ 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯貸率・貯証率

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期 末	11.7%	12.3%	0.6P
	期中平均	11.4%	11.6%	0.2P
貯証率	期 末	24.1%	20.3%	△ 3.8P
	期中平均	19.3%	21.4%	2.1P

- ※ 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

連結情報

グループの事業系統図



子会社等の概況

会社名	株式会社静岡県信連ビジネスサービス
所在地	静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
設立年月日	平成9年10月1日
資本金	30百万円
事業の内容	静岡県信連から委託を受けた次の業務 ①現金整理管理 ②手形交換管理 ③為替決済 ④口座振替依頼書管理 ⑤自動振替・EB
当会の議決権比率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	100.0%(100.0%)

事業の概況

令和4年度の当会の連結決算は、子会社1社(株式会社静岡県信連ビジネスサービス)を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益52,369百万円、連結当期剰余金5,171百万円、連結純資産274,000百万円、連結総資産4,233,476百万円で、連結自己資本比率は15.37%となりました。

株式会社静岡県信連ビジネスサービス

県下JA及び当会の現金整理・手形交換・口座振替等の事務作業を受託しており、県域での集中化を行うことにより、業務の効率化に寄与しています。

具体的には、更なるJA事務の合理化・効率化に向け、非

対面チャネルの強化支援（JAデータ伝送サービス（ADP）、法人JAネットバンクへの移行等）に対応するとともに、JAの事務不備低減に向け、県域集中業務通信の発行や研修会等を通じた効果的な業務指導・情報還元を行いました。

《主要業務の実績（手数料収入）》

（単位：百万円）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
現金整理等	30	31	1
手形交換等	26	28	1
為替決済	44	46	1
データ登録	87	92	4
自動振替・EB	49	52	2
事務委託	37	37	△ 0

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円）

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	42,244	40,477	39,888	42,624	52,369
連結経常利益	6,098	5,595	5,687	7,287	6,027
連結当期剰余金	4,871	4,861	4,245	5,994	5,171
連結純資産額	234,299	228,296	293,317	288,838	274,000
連結総資産額	4,467,307	4,510,782	4,510,180	4,473,593	4,233,476
連結自己資本比率	14.40%	13.56%	15.35%	15.62%	15.37%

※ 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しています。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	7,260	5,646	貯金	3,932,984	3,852,029
預け金	2,736,520	2,639,289	譲渡性貯金	54,349	50,389
買入金銭債権	9,832	7,294	債券貸借取引受入担保金	57,979	—
金銭の信託	117,671	135,789	借入金	109,400	39,100
有価証券	959,290	793,882	代理業務勘定	12	0
貸出金	467,104	478,127	その他負債	9,743	3,761
その他資産	8,208	7,557	諸引当金	7,233	6,923
有形固定資産	3,056	1,437	退職給付に係る負債	1,319	1,300
建物	1,724	571	繰延税金負債	9,560	3,962
土地	1,001	691	債務保証	2,170	2,010
リース資産	262	140	負債の部合計	4,184,754	3,959,476
その他の有形固定資産	67	33	〈純資産の部〉		
無形固定資産	635	420	出資金	161,302	161,302
ソフトウェア	582	420	利益剰余金	99,048	99,324
その他の無形固定資産	52	0	子会社の所有する親連合会 出資金	△ 4	△ 0
外部出資	169,177	169,139	会員資本合計	260,346	260,626
繰延税金資産	43	10	その他有価証券評価差額金	28,492	13,373
債務保証見返	2,170	2,010	評価・換算差額等合計	28,492	13,373
貸倒引当金	△ 7,379	△ 7,128	純資産の部合計	288,838	274,000
資産の部合計	4,473,593	4,233,476	負債及び純資産の部合計	4,473,593	4,233,476

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
経常収益	42,624	52,369
資金運用収益	27,213	26,612
貸出金利息	3,132	3,242
預け金利息	80	54
有価証券利息配当金	9,158	10,591
その他受入利息	14,842	12,724
(うち受取奨励金)	(12,796)	(11,353)
(うち特別配当金)	(1,989)	(1,331)
役務取引等収益	1,689	1,662
その他事業収益	11,839	21,655
その他経常収益	1,882	2,439
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(249)
経常費用	35,337	46,342
資金調達費用	19,521	18,658
貯金利息	88	86
譲渡性貯金利息	79	68
その他支払利息	19,353	18,503
(うち支払奨励金)	(19,342)	(18,493)
役務取引等費用	1,201	1,386
その他事業費用	8,650	21,080
経費	4,472	4,628
その他経常費用	1,492	589
(うち貸倒引当金繰入額)	(324)	(-)
経常利益	7,287	6,027
特別損失	3	4
固定資産処分損	3	4
税金等調整前当期利益	7,283	6,022
法人税、住民税及び事業税	1,391	748
法人税等調整額	△ 102	101
法人税等合計	1,288	850
当期利益	5,994	5,171
当期剰余金	5,994	5,171

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
〈資本剰余金の部〉		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
〈利益剰余金の部〉		
1 利益剰余金期首残高	96,191	99,048
2 利益剰余金増加高	5,994	5,171
当期剰余金	5,994	5,171
3 利益剰余金減少高	3,138	4,896
配当金	3,138	3,502
連結除外による利益剰余金減少高	—	1,394
4 利益剰余金期末残高	99,048	99,324

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	7,283	6,022
減価償却費	524	347
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	302	△ 251
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	60	△ 19
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	323	△ 310
資金運用収益	△ 27,213	△ 26,612
資金調達費用	19,521	18,658
有価証券関係損益 (△は益)	△ 161	△ 350
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 1,246	△ 1,123
外部出資関係損益 (△は益)	0	－
為替差損益 (△は益)	△ 3,092	△ 16,967
固定資産処分損益 (△は益)	3	4
貸出金の純増 (△)減	7,545	△ 11,022
預け金の純増 (△)減	130,000	170,000
貯金の純増減 (△)	△ 54,252	△ 84,915
借入金の純増減 (△)	△ 37,600	△ 70,300
債券貸借取引受入担保金の純増減	57,979	△ 57,979
事業分量配当金の支払額	△ 1,139	△ 1,503
その他	△ 19	△ 1,173
資金運用による収入	28,521	28,266
資金調達による支出	△ 19,637	△ 18,680
小 計	107,704	△ 67,911
法人税等の支払額	△ 1,391	△ 980
事業活動によるキャッシュ・フロー	106,313	△ 68,892
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 271,242	△ 223,128
有価証券の売却による収入	189,125	341,698
有価証券の償還による収入	18,806	40,077
金銭の信託の増加による支出	△ 21,255	△ 25,359
金銭の信託の減少による収入	5,442	6,055
買入金銭債権の取得による支出	△ 147,013	△ 104,408
買入金銭債権の償還による収入	148,345	106,946
固定資産の取得による支出	△ 186	△ 93
固定資産の売却による収入	－	1,575
外部出資による支出	△ 12	0
外部出資の売却による支出	－	△ 1,317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,992	142,045
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	－	0
出資配当金の支払額	△ 1,998	△ 1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,998	△ 1,998
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
V 現金及び現金同等物の増加額	26,322	71,154
VI 現金及び現金同等物の期首残高	62,454	88,776
VII 現金及び現金同等物の期末残高	88,776	159,931

連結注記表

【令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)】	【令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)】
1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 連結の範囲に関する事項 ①連結される子会社 2社 ・静岡コープサービス株式会社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス ②非連結の子会社及び子法人等はありません。 (2) 持分法の適用に関する事項 ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。 (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。	1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 連結の範囲に関する事項 ①連結される子会社 1社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス ②非連結の子会社及び子法人等はありません。 なお、当連結会計年度において、当会が保有する静岡コープサービス株式の発行済普通株式の全部を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。 (2) 持分法の適用に関する事項 ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、3月末日です。 (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。
2. 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・その他有価証券 …… 時価のあるもの …… 原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 建 物 19年～65年 そ の 他 5年～20年 (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。 (8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。	2. 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・その他有価証券 …… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 建 物 19年～65年 そ の 他 5年～20年 (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については、零としております。 (8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先	……	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	……	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	……	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	……	貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	……	要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
正常先	……	業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。

また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額にて計上しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(11) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。

(9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先	……	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	……	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	……	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	……	貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	……	要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
正常先	……	業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

(11) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っております。

3. 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月28日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号

3. 会計方針の変更に関する事項

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。
これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 計算書類等に計上した金額
貸倒引当金計上額 7,379 百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
①見積金額の算出に用いた仮定
当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴うまん延防止等重点措置の適用による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。
また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。
②見積金額の算出方法
貸倒引当金の算定方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」の「(9)引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を足許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。
なお、当連結会計年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。
③翌年度の計算書類等に与える影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 計算書類等に計上した金額
貸倒引当金計上額 7,128 百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
①見積金額の算出に用いた仮定
当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が一定程度懸念されますが、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。
また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。
②見積金額の算出方法
貸倒引当金の算定方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」の「(9)引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を足許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。
なお、当連結会計年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。
③翌年度の計算書類等に与える影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,012 百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 144,294 百万円
貸出金 20,000 百万円
担保資産に対応する債務
借入金 109,400 百万円
債券貸借取引受入担保金 57,979 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。
なお、これらの資産に対応する債務はありません。
また、その他資産には、敷金及び保証金 14 百万円が含まれています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 86,491 百万円含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2 百万円
危険債権額 7,634 百万円
三月以上延滞債権額 0 百万円
貸出条件緩和債権額 0 百万円
合計額 7,636 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に

5. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,670 百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 32,520 百万円
担保資産に対応する債務
借入金 39,100 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。
なお、これらの資産に対応する債務はありません。
また、その他資産には、敷金及び保証金 13 百万円が含まれています。
- (3) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 - 百万円
危険債権額 7,610 百万円
三月以上延滞債権額 - 百万円
貸出条件緩和債権額 - 百万円
合計額 7,610 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に

有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (表示方法の変更) 令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行) (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は234百万円です。 (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,511百万円です。 (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金55,747百万円が含まれています。	有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は299百万円です。 (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、160,491百万円です。 (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金55,747百万円が含まれております。
6.連結損益計算書に関する事項	6.連結損益計算書に関する事項
貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。	貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は2百万円です。
7.金融商品に関する事項	7.金融商品に関する事項
(1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。 ③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。	(1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っております。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しております。 貸出金管理では、各営業部署が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っております。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っております。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しております。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、85,904百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しております。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っております。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しております。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しております。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っております。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、70,346百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しております。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)			
科 目	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預け金	2,736,520	2,736,542	22
買入金銭債権	9,832	9,827	△ 5
満期保有目的	9,832	9,827	△ 5
金銭の信託	117,671	117,671	—
運用目的の金銭の信託	1,864	1,864	—
その他の金銭の信託	115,807	115,807	—
有価証券	959,290	964,967	5,677
満期保有目的の債券	103,834	109,511	5,677
その他の有価証券	855,456	855,456	—
貸出金	467,604	—	—
貸倒引当金	△ 7,342	—	—
貸倒引当金控除後	460,261	463,161	2,899
資産計	4,283,576	4,292,169	8,593
貯金	3,987,334	3,987,408	73
借入金	109,400	109,400	—
債券貸借取引受入担保金	57,979	57,979	—
負債計	4,154,713	4,154,787	73

デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(5,965)	(5,965)	—
デリバティブ取引計	(5,965)	(5,965)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金500百万円を含めています。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金54,349百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)			
科 目	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預け金	2,639,289	2,639,034	△ 255
買入金銭債権	7,294	7,291	△ 3
満期保有目的	7,294	7,291	△ 3
金銭の信託	135,789	135,789	—
運用目的の金銭の信託	1,804	1,804	—
その他の金銭の信託	133,985	133,985	—
有価証券	793,882	798,740	4,857
満期保有目的の債券	84,886	89,744	4,857
その他の有価証券	708,995	708,995	—
貸出金	478,127	—	—
貸倒引当金	△ 7,095	—	—
貸倒引当金控除後	471,031	472,472	1,440
資産計	4,047,289	4,053,328	6,039
貯金	3,902,418	3,902,107	△ 311
借入金	39,100	39,077	△ 22
負債計	3,941,518	3,941,184	△ 334

デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(703)	(703)	—
デリバティブ取引計	(703)	(703)	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金50,389百万円を含めております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託であり、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は169,177百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

なお、外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,736,520	—	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	39,685	47,780	75,301
満期保有目的の債券	29,385	4,587	7,287
その他有価証券のうち満期があるもの	10,300	43,193	68,014
貸出金	106,896	65,652	44,842
合 計	2,883,102	113,433	120,143

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	—	9,832
満期保有目的	—	—	9,832
有価証券	42,033	52,806	523,460
満期保有目的の債券	5,987	87	54,780
その他有価証券のうち満期があるもの	36,046	52,719	468,680
貸出金	44,679	36,534	168,499
合 計	86,712	89,340	701,792

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越40,357百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は169,139百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 前連結会計年度および当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号2022年10月28日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,619,289	20,000	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	32,439	58,608	32,725
満期保有目的の債券	4,587	7,287	5,987
その他有価証券のうち満期があるもの	27,852	51,321	26,738
貸出金	120,451	58,034	53,322
合 計	2,772,181	136,643	86,047

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	830	6,464
満期保有目的	—	830	6,464
有価証券	44,247	54,809	450,398
満期保有目的の債券	87	5,587	59,793
その他有価証券のうち満期があるもの	44,160	49,222	390,605
貸出金	40,799	44,898	160,620
合 計	85,047	100,538	617,483

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越39,857百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,932,016	552	362
譲渡性貯金	54,349	—	—
借入金	70,300	24,400	14,700
債券貸借取引受入担保金	57,979	—	—
合 計	4,114,645	24,952	15,062

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	30	22	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—
合 計	30	22	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,851,298	450	255
譲渡性貯金	50,049	340	—
借入金	24,400	14,700	—
合 計	3,925,747	15,490	255

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	25	0	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
合 計	25	0	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864
	地方債	19,174	19,635	460
	社債	30,409	30,743	333
	その他	5,567	5,594	26
	小計	103,801	109,487	5,685
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,865	9,850	△ 14
	小計	9,865	9,850	△ 14
合 計		113,666	119,338	5,671

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116
	債券	421,588	396,060	25,528
	国債	255,588	243,613	11,975
	地方債	—	—	—
	社債	10,427	10,392	35
	その他	155,572	142,054	13,517
	その他	99,818	78,710	21,108
	小計	533,338	481,585	51,752
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	2,444	2,775	△ 331
	債券	273,611	283,184	△ 9,572
	国債	127,275	131,584	△ 4,309
	地方債	20,013	20,287	△ 274
	社債	36,598	36,700	△ 101
	その他	89,724	94,611	△ 4,886
	その他	46,061	49,552	△ 3,491
	小計	322,117	335,512	△ 13,394
合 計		855,456	817,098	38,358

(注) 上記差額合計から繰延税金負債債 10,427 百万円を差引いた金額 27,930 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	164	6	—
債 券	149,106	1,161	—
その他	7,136	293	—
合 計	156,407	1,460	—

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	56,101	60,479	4,378
	地方債	9,379	9,729	350
	社債	16,806	16,938	132
	その他	1,269	1,273	3
	小計	83,556	88,421	4,864
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	8,625	8,614	△ 10
	小計	8,625	8,614	△ 10
合 計		92,181	97,035	4,853

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	12,342	6,855	5,487
	債券	230,977	211,279	19,697
	国債	118,886	110,507	8,378
	地方債	—	—	—
	社債	17,947	17,891	56
	その他	94,142	82,880	11,262
	その他	61,900	44,692	17,208
	小計	305,220	262,827	42,393
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	2,292	2,559	△ 267
	債券	354,819	373,127	△ 18,307
	国債	191,565	203,572	△ 12,007
	地方債	25,083	25,855	△ 772
	社債	58,630	58,960	△ 330
	その他	79,540	84,738	△ 5,197
	その他	46,663	51,918	△ 5,255
	小計	403,774	427,605	△ 23,830
合 計		708,995	690,433	18,562

(注) 上記差額合計から繰延税金負債債 5,006 百万円を差引いた金額 13,555 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	415	156	17
債 券	277,942	7,267	7,433
その他	10,895	588	—
合 計	289,253	8,012	7,450

- (3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当連結会計年度における減損処理額は、213 百万円(うち、株式 213 百万円)です。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 1,864 百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円
- (2) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 210 百万円を差引いた金額 561 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

10. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	105,414	—	△ 5,965

11. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 ①採用している退職給付制度の概要
 職員等の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けています。
 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,259 百万円
退職給付費用	180 百万円
退職給付の支払額	△ 35 百万円
制度への拠出額	△ 84 百万円
期末における退職給付に係る負債	1,319 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,528 百万円
共済会積立額	△ 1,208 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,319 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	180 百万円
----------------	---------

- (3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

なお、当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 1,804 百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円
- (2) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	133,985	134,236	△ 250	3,171	△ 3,422

- (注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

10. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	40,197	—	△ 703

11. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 ①採用している退職給付制度の概要
 職員等の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けております。
 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しております。
 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,281 百万円
退職給付費用	171 百万円
退職給付の支払額	△ 72 百万円
制度への拠出額	△ 80 百万円
期末における退職給付に係る負債	1,300 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,486 百万円
共済会積立額	△ 1,186 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,300 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	171 百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて表示しています。 なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は28百万円です。 また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は291百万円です。	(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて表示しております。 なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は28百万円です。 また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は256百万円です。																																																																																																								
12. 税効果会計に関する事項	12. 税効果会計に関する事項																																																																																																								
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>1,640 百万円</td></tr><tr><td>貸出金償却超過額</td><td>2 百万円</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>39 百万円</td></tr><tr><td>退職給付に係る負債</td><td>364 百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>1,917 百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>102 百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>89 百万円</td></tr><tr><td>未払奨励金</td><td>425 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>305 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>4,887 百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 3,765 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計（A）</td><td>1,122 百万円</td></tr><tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 10,638 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>△ 0 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計（B）</td><td>△ 10,638 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額（A）＋（B）</td><td>△ 9,516 百万円</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率 （調整）</td><td>27.3 %</td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1 %</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 5.2 %</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 5.6 %</td></tr><tr><td>住民税均等割等</td><td>0.0 %</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>1.0 %</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.0 %</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.7 %</td></tr></table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	1,640 百万円	貸出金償却超過額	2 百万円	賞与引当金超過額	39 百万円	退職給付に係る負債	364 百万円	相互援助積立金超過額	1,917 百万円	有価証券有税償却額	102 百万円	未払事業税	89 百万円	未払奨励金	425 百万円	その他	305 百万円	繰延税金資産小計	4,887 百万円	評価性引当額	△ 3,765 百万円	繰延税金資産合計（A）	1,122 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円	その他	△ 0 百万円	繰延税金負債合計（B）	△ 10,638 百万円	繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 9,516 百万円	法定実効税率 （調整）	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.2 %	事業分量配当金	△ 5.6 %	住民税均等割等	0.0 %	評価性引当額の増減	1.0 %	その他	0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7 %	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>1,570 百万円</td></tr><tr><td>貸出金償却超過額</td><td>5 百万円</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>37 百万円</td></tr><tr><td>退職給付に係る負債</td><td>356 百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>1,835 百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>102 百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>48 百万円</td></tr><tr><td>未払奨励金</td><td>420 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>300 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>4,677 百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 3,691 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計（A）</td><td>986 百万円</td></tr><tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 4,938 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>△ 0 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計（B）</td><td>△ 4,938 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額（A）＋（B）</td><td>△ 3,951 百万円</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率 （調整）</td><td>27.3 %</td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3 %</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 7.3 %</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 5.0 %</td></tr><tr><td>住民税均等割等</td><td>0.0 %</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△ 1.1 %</td></tr><tr><td>その他</td><td>△ 0.0 %</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>14.1 %</td></tr></table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	1,570 百万円	貸出金償却超過額	5 百万円	賞与引当金超過額	37 百万円	退職給付に係る負債	356 百万円	相互援助積立金超過額	1,835 百万円	有価証券有税償却額	102 百万円	未払事業税	48 百万円	未払奨励金	420 百万円	その他	300 百万円	繰延税金資産小計	4,677 百万円	評価性引当額	△ 3,691 百万円	繰延税金資産合計（A）	986 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円	その他	△ 0 百万円	繰延税金負債合計（B）	△ 4,938 百万円	繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 3,951 百万円	法定実効税率 （調整）	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.3 %	事業分量配当金	△ 5.0 %	住民税均等割等	0.0 %	評価性引当額の増減	△ 1.1 %	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %
繰延税金資産																																																																																																									
貸倒引当金超過額	1,640 百万円																																																																																																								
貸出金償却超過額	2 百万円																																																																																																								
賞与引当金超過額	39 百万円																																																																																																								
退職給付に係る負債	364 百万円																																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,917 百万円																																																																																																								
有価証券有税償却額	102 百万円																																																																																																								
未払事業税	89 百万円																																																																																																								
未払奨励金	425 百万円																																																																																																								
その他	305 百万円																																																																																																								
繰延税金資産小計	4,887 百万円																																																																																																								
評価性引当額	△ 3,765 百万円																																																																																																								
繰延税金資産合計（A）	1,122 百万円																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円																																																																																																								
その他	△ 0 百万円																																																																																																								
繰延税金負債合計（B）	△ 10,638 百万円																																																																																																								
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 9,516 百万円																																																																																																								
法定実効税率 （調整）	27.3 %																																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.2 %																																																																																																								
事業分量配当金	△ 5.6 %																																																																																																								
住民税均等割等	0.0 %																																																																																																								
評価性引当額の増減	1.0 %																																																																																																								
その他	0.0 %																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7 %																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																									
貸倒引当金超過額	1,570 百万円																																																																																																								
貸出金償却超過額	5 百万円																																																																																																								
賞与引当金超過額	37 百万円																																																																																																								
退職給付に係る負債	356 百万円																																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,835 百万円																																																																																																								
有価証券有税償却額	102 百万円																																																																																																								
未払事業税	48 百万円																																																																																																								
未払奨励金	420 百万円																																																																																																								
その他	300 百万円																																																																																																								
繰延税金資産小計	4,677 百万円																																																																																																								
評価性引当額	△ 3,691 百万円																																																																																																								
繰延税金資産合計（A）	986 百万円																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円																																																																																																								
その他	△ 0 百万円																																																																																																								
繰延税金負債合計（B）	△ 4,938 百万円																																																																																																								
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 3,951 百万円																																																																																																								
法定実効税率 （調整）	27.3 %																																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.3 %																																																																																																								
事業分量配当金	△ 5.0 %																																																																																																								
住民税均等割等	0.0 %																																																																																																								
評価性引当額の増減	△ 1.1 %																																																																																																								
その他	△ 0.0 %																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %																																																																																																								
13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項	13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項																																																																																																								
現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。 <table><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>令和4年3月31日現在 2,743,781 百万円</td></tr><tr><td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td><td>△ 2,655,004 百万円</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>88,776 百万円</td></tr></table>	現金及び現金同等物	令和4年3月31日現在 2,743,781 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,655,004 百万円	現金及び現金同等物	88,776 百万円	現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。 <table><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>令和5年3月31日現在 2,644,935 百万円</td></tr><tr><td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td><td>△ 2,485,004 百万円</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>159,931 百万円</td></tr></table>	現金及び現金同等物	令和5年3月31日現在 2,644,935 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,485,004 百万円	現金及び現金同等物	159,931 百万円																																																																																												
現金及び現金同等物	令和4年3月31日現在 2,743,781 百万円																																																																																																								
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,655,004 百万円																																																																																																								
現金及び現金同等物	88,776 百万円																																																																																																								
現金及び現金同等物	令和5年3月31日現在 2,644,935 百万円																																																																																																								
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,485,004 百万円																																																																																																								
現金及び現金同等物	159,931 百万円																																																																																																								

連結事業年度のリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権の状況

連結によるリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権額の変更はありません。

事業の種類別情報

連結対象となる子会社等は、事業ごとにおける経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

確 認 書

1. 私は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されています。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和5年7月10日

静岡県信用農業協同組合連合会

代表理事 吉田 正吾

※ 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

会計監査人の監査

当会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書、注記表及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和5年5月17日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、このディスクロージャー等そのものについては監査を受けておりません。

自己資本の充実の状況

単 体

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月末における当会の自己資本比率は15.36%となりました。

自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項 目	内 容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのため

に必要な施策を行うこと」であり、また、金融機関の負っているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリューアットリスク)等によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

1 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	255,335	257,395
うち、出資金及び資本準備金の額	161,302	161,302
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	97,535	99,198
うち、外部流出予定額 (△)	3,502	3,105
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,191	7,714
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	8,191	7,714
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	263,527	265,110
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	422	305
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	422	305
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	422	305
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	263,104	264,805
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,671,156	1,701,792
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,409	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,409	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,502	21,633
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,692,659	1,723,425
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.54	15.36

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
現金	7,260	—	—	5,646	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	424,500	—	—	370,747	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	154,553	381	15	95,920	220	8
我が国の地方公共団体向け	41,580	—	—	37,521	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,803	181	7	401	40	1
地方公共団体金融機構向け	6,172	617	24	3,500	350	14
我が国の政府関係機関向け	9,181	918	36	5,633	563	22
地方三公社向け	1,272	0	0	1,791	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,949,585	590,044	23,601	2,786,960	557,541	22,301
法人等向け	498,040	257,842	10,313	466,560	267,131	10,685
中小企業等向け及び個人向け	655	403	16	698	457	18
抵当権付住宅ローン	218	76	3	186	65	2
不動産取得等事業向け	5,349	5,268	210	5,120	4,955	198
三月以上延滞等	2	—	—	—	—	—
取立未済手形	50	10	0	95	19	0
信用保証協会等による保証付	359	35	1	358	35	1
出資等	11,790	11,772	470	11,573	11,555	462
(うち出資等のエクスポージャー)	11,790	11,772	470	11,573	11,555	462
上記以外	254,516	628,264	25,130	249,654	619,835	24,793
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外に係るエクスポージャー)	23,331	58,328	2,333	20,525	51,313	2,052
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	222,873	557,183	22,287	222,873	557,183	22,287
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,960	7,400	296	3,388	8,471	338
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,351	5,351	214	2,866	2,866	114
証券化	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
(うち非STC要件適用分)	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	261,926	169,187	6,767	281,945	229,902	9,196
(うちリスクスルー方式)	261,926	169,187	6,767	281,945	229,902	9,196
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		2,409	96		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,670,139	1,670,840	66,833	4,369,329	1,701,659	68,066
CVAリスク相当額÷8%	—	316	12	—	132	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,670,139	1,671,156	66,846	4,369,329	1,701,792	68,071

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
	21,502	860	21,633	865

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
	1,692,659	67,706	1,723,425	68,937

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaR等によるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を

踏まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告することで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

※ 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスク に関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞 エクスポージャー	信用リスク に関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞 エクスポージャー
国 内	4,180,946	661,471	587,687	－	2	3,913,340	551,714	531,490	－	－
国 外	185,948	－	185,948	－	－	129,030	－	129,030	－	－
地域別残高計	4,366,894	661,471	773,636	－	2	4,042,371	551,714	660,520	－	－

法人	農業	2,189	2,189	－	－	2	2,079	2,079	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	99,504	77,111	17,413	－	－	107,525	73,813	28,821	－	－
	鉱業	2,461	2,461	－	－	－	2,461	2,461	－	－	－
	建設・不動産業	66,149	58,604	7,120	－	－	70,949	62,610	7,917	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	16,985	16,557	－	－	－	30,495	22,188	7,878	－	－
	運輸・通信業	47,745	37,722	8,407	－	－	46,693	38,072	7,005	－	－
	金融・保険業	3,300,897	290,038	103,159	－	－	3,067,043	166,753	90,388	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	183,980	175,524	7,108	－	－	190,274	181,757	7,306	－	－
	日本国政府・ 地方公共団体	467,753	－	467,753	－	－	408,269	－	408,269	－	－
	上記以外	162,799	－	162,672	－	－	103,874	800	102,933	－	－
個 人	1,261	1,261	－	－	－	1,176	1,176	－	－	－	－
その他	15,167	－	－	－	－	11,529	－	－	－	－	－
業種別残高計	4,366,894	661,471	773,636	－	2	4,042,371	551,714	660,520	－	－	－

1年以下	2,936,913	160,256	38,943	－		2,768,432	117,739	30,814	－	
1年超3年以下	216,425	99,414	117,011	－		206,293	98,878	87,415	－	
3年超5年以下	177,418	87,161	90,256	－		227,988	134,402	93,585	－	
5年超7年以下	284,046	176,680	107,366	－		198,434	130,711	67,722	－	
7年超10年以下	156,526	33,238	123,287	－		189,804	26,090	163,713	－	
10年超	307,231	10,460	296,770	－		227,149	9,881	217,268	－	
期限の定め のないもの	288,332	94,260	－	－		224,268	34,010	－	－	
残存期間別残高計	4,366,894	661,471	773,636	－		4,042,371	551,714	660,520	－	

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,153	1,166	—	1,153	1,166	1,166	990	—	1,166	990
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213	6,213	6,119	2	6,192	6,138

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		5,923	6,195	21	5,883	6,213	—	6,213	6,119	2	6,192	6,138	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		5,923	6,195	21	5,883	6,213	—	6,213	6,119	2	6,192	6,138	—
法人	農業	91	110	—	91	110	—	110	106	2	108	106	2
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,863	2,874	—	2,863	2,874	—	2,874	2,954	—	2,874	2,954	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	82	60	21	61	60	21	60	56	—	60	56	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	13	13	—	13	13	—	13	13	—	13	13	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,872	3,136	—	2,854	3,154	—	3,154	2,989	—	3,136	3,007	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		5,923	6,195	21	5,883	6,213	21	6,213	6,119	2	6,192	6,138	2

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	687,489	687,489	—	513,323	513,323
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	21,321	21,321	—	12,093	12,093
	20%	76,121	2,950,491	3,026,612	96,273	2,788,059	2,884,332
	35%	—	218	218	—	186	186
	50%	219,229	1,506	220,735	221,887	1,503	223,390
	75%	—	589	589	—	652	652
	100%	23,292	139,077	162,369	22,719	138,885	161,604
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	247,558	247,558	—	246,787	246,787
	その他	—	—	—	—	—	—
合 計		318,642	4,048,251	4,366,894	340,880	3,701,491	4,042,371

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外

の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,272	—	—	1,790	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	57,712	—	—	80	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	9,581	—	—	6,611	—
合計	57,712	10,853	—	80	8,401	—

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価値に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商品はロスカット基準を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和3年度		令和4年度			
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位：百万円)						
	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
令和3年度						
(1)外国為替関連取引	－	1,054	－	－	－	1,054
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	1,054	－	－	－	1,054
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合 計	－	1,054	－	－	－	1,054
令和4年度						
(1)外国為替関連取引	41	443	－	－	－	443
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	41	443	－	－	－	443
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合 計	41	443	－	－	－	443

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化エクスポージャーを含む資産流動化商品について、商品ごとに格付機関の格付に応じて購入限度額や期間等の投資基準を設定し、運用しています。また、有価証券勘定で保有している証券化エクスポージャーについては、証券化エクスポージャーを含む有価証券の評価損益等について計測を行い管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に係るモニタリングを

行っています。

なお、リスク管理委員会において、証券化案件に係る投資基準等について協議を行うとともに、モニタリング結果を報告しています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S&P グローバル・レーティング (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

① 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

② 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位: 百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	9,079	—	13,733	—
	自動車ローン	27,294	—	26,765	—
	その他	4,944	—	4,513	—
	合 計	41,318	—	45,011	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
令和3年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	41,318	329	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	41,318	329	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和4年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	45,011	359	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	45,011	359	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーショナル・リスクとして、業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるレピュテーションリスク等を定義し、それぞれのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事務リスクの軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」・「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック実施要領」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レピュテーションリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについて VaR によるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体

力を基準に設定されたリスク許容量を対比することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	14,375	14,375	14,635	14,635
非上場	169,352	169,352	169,310	169,310
合 計	183,727	183,727	183,945	183,945

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	6	156
売却損	—	17
償却額	—	—

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価益	5,116	5,487
評価損	331	267

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	261,926	281,945
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利の影響を受ける資産・負債(預け金、有価証券、貸出金、貯金等)が、金利の変動により利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、「リスクマネジメント基本方針」及び関係規定に基づき、VaRによる金利リスクの計測及び銀行勘定の金利リスク(IRRB)の計測を行い、VaR計測した金利リスクは他の市場リスク及び信用リスクとともに経営体力を基準に設定したリスク許容量と対比することにより管理し、銀行勘定の金利リスク(IRRB)のうち現在価値変動額

(Δ EVE)は経営体力を基準とした一定の範囲内にコントロールする管理をしています。

計測したリスクの状況については、リスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しており、適切なリスク管理に努めています。

また、金利リスク低減を図るため、ヘッジ取引を活用する体制を整えています。

金利リスクの算定手法の概要

①VaR

分散共分散法によるVaR(信頼区間:99%、保有期間:預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月)の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

②銀行勘定の金利リスク(IRRB)

農協法自己資本開示告示に定められた金利ショック下における銀行勘定の現在価値変動額(Δ EVE)及び金利収益変動額(Δ NI)の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は金利感応度を有する資産・負債としています。なお、計測の前提は以下の通りとなっています。

●流動性貯金の金利改定平均満期は1.237年となっております。

●流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

●固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

●複数通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

●一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。

●その他、内部モデルは使用しておりません。

〈金利リスクに関する事項〉

(単位:百万円)

IRRB 1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NI	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	85,904	70,346	5,741	6,424
2	下方パラレルシフト	0	0	48	33
3	スティープ化	58,753	49,131		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	85,904	70,346	5,741	6,424
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和3年度		令和4年度	
		263,104		264,805	

連 結

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 1社
- 主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	現金整理等受託・手形交換等受託・為替決済受託

比例連結が適用される関連法人

該当する法人はありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月期における当連結グループの自己資本比率は、15.37%となりました。

自己資本調達手段の概要等

当連結グループの自己資本は、主に会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項 目	内 容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

1 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	256,844	257,521
うち、出資金及び資本剰余金の額	161,297	161,302
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	99,048	99,324
うち、外部流出予定額（△）	3,501	3,105
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,190	7,714
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	8,190	7,714
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	265,035	265,235
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	458	305
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	458	305
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	458	305
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	264,576	264,930
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,672,165	1,701,741
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,409	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,409	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,080	21,368
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,693,246	1,723,109
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.62	15.37

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
現金	7,260	—	—	5,646	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	424,500	—	—	370,747	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	154,553	381	15	95,920	220	8
我が国の地方公共団体向け	41,580	—	—	37,521	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,803	181	7	401	40	1
地方公共団体金融機構向け	6,172	617	24	3,500	350	14
我が国の政府関係機関向け	9,181	918	36	5,633	563	22
地方三公社向け	1,272	0	0	1,791	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,949,618	590,051	23,602	2,786,960	557,541	22,301
法人等向け	497,400	257,216	10,288	466,560	267,131	10,685
中小企業等向け及び個人向け	655	403	16	698	457	18
抵当権付住宅ローン	218	76	3	186	65	2
不動産取得等事業向け	5,349	5,268	210	5,120	4,955	198
三月以上延滞等	2	—	—	—	—	—
取立未済手形	50	10	0	95	19	0
信用保証協会等による保証付	359	35	1	358	35	1
出資等	11,761	11,742	469	11,573	11,555	462
（うち出資等のエクスポージャー）	11,761	11,742	469	11,573	11,555	462
上記以外	256,124	629,911	25,196	249,634	619,783	24,791
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	23,331	58,328	2,333	20,525	51,313	2,052
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	222,873	557,183	22,287	222,873	557,183	22,287
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	2,985	7,464	298	3,367	8,418	336
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,933	6,933	277	2,867	2,867	114
証券化	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
（うち非STC要件適用分）	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	261,944	169,199	6,767	281,945	229,902	9,196
（うちレックスルー方式）	261,944	169,199	6,767	281,945	229,902	9,196
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)		2,409	96		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,671,129	1,671,849	66,873	4,369,309	1,701,608	68,064
CVAリスク相当額÷8%	—	316	12	—	132	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,671,129	1,672,165	66,886	4,369,309	1,701,741	68,069

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
	21,080	843	21,368	854

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
	1,693,246	67,729	1,723,109	68,924

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る））} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P81)をご参照ください。

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	4,181,918	660,872	587,687	—	2	3,913,320	551,714	531,490	—	—
国 外	185,948	—	185,948	—	—	129,030	—	129,030	—	—
地域別残高計	4,367,866	660,872	773,636	—	2	4,042,351	551,714	660,520	—	—

法人	農業	2,189	2,189	—	—	2	2,079	2,079	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	99,504	77,111	17,413	—	—	107,525	73,813	28,821	—	—
	鉱業	2,461	2,461	—	—	—	2,461	2,461	—	—	—
	建設・不動産業	66,149	58,604	7,120	—	—	70,949	62,610	7,912	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,985	16,557	—	—	—	30,495	22,188	7,878	—	—
	運輸・通信業	47,765	37,722	8,407	—	—	46,693	38,072	7,005	—	—
	金融・保険業	3,300,868	290,038	103,159	—	—	3,067,013	166,753	90,388	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	183,323	174,885	7,108	—	—	190,274	181,757	7,306	—	—
	日本国政府・地方公共団体	467,753	—	467,753	—	—	408,269	—	408,269	—	—
	上記以外	162,799	—	162,672	—	—	103,874	800	102,933	—	—
個 人		1,301	1,301	—	—	—	1,176	1,176	—	—	—
その他		16,765	—	—	—	—	11,539	—	—	—	—
業種別残高計		4,367,866	660,872	773,636	—	2	4,042,351	551,714	660,520	—	—

1年以下	2,936,881	160,190	38,943	—	—	2,768,432	117,739	30,814	—	—
1年超3年以下	216,425	99,414	117,011	—	—	206,293	98,878	87,415	—	—
3年超5年以下	177,360	87,104	90,256	—	—	227,988	134,402	93,585	—	—
5年超7年以下	283,717	176,351	107,366	—	—	198,434	130,711	67,722	—	—
7年超10年以下	156,338	33,050	123,287	—	—	189,804	26,090	163,713	—	—
10年超	307,231	10,460	296,770	—	—	227,149	9,881	217,268	—	—
期限の定めのないもの	289,911	94,300	—	—	—	224,248	34,010	—	—	—
残存期間別残高計	4,367,866	660,872	773,636	—	—	4,042,351	551,714	660,520	—	—

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,153	1,165	—	1,153	1,165	1,165	990	—	1,165	990
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213	6,213	6,119	2	6,192	6,138

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		5,923	6,195	21	5,883	6,213		6,213	6,119	2	6,192	6,138	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		5,923	6,195	21	5,883	6,213		6,213	6,119	2	6,192	6,138	
人	農業	91	110	—	91	110	—	110	106	2	108	106	2
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,863	2,874	—	2,863	2,874	—	2,874	2,954	—	2,874	2,954	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	82	60	21	61	60	21	60	56	—	60	56	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	13	13	—	13	13	—	13	13	—	13	13	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,872	3,136	—	2,854	3,154	—	3,154	2,989	—	3,136	3,007	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	業種別計	5,923	6,195	21	5,883	6,213	21	6,213	6,119	2	6,192	6,138	2

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	687,476	687,476	—	513,323	513,323
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	21,321	21,321	—	12,093	12,093
	20%	76,121	2,950,525	3,026,646	96,273	2,788,059	2,884,332
	35%	—	218	218	—	186	186
	50%	219,229	1,506	220,735	221,887	1,503	223,390
	75%	—	589	589	—	652	652
	100%	23,292	140,002	163,295	22,719	138,886	161,605
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	247,584	247,584	—	246,766	246,766
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		318,642	4,049,223	4,367,866	340,880	3,701,471	4,042,351

※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P84）をご参照ください。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,272	—	—	1,790	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	57,712	—	—	80	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	9,581	—	—	6,611	—
合 計	57,712	10,853	—	80	8,401	—

- ※ 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P85)をご参照ください。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

		令和3年度		令和4年度			
与信相当額の算出に用いる方式		カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
							(単位:百万円)
		グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
				現金・自会貯金	債券	その他	
令和3年度							
(1)外国為替関連取引		－	1,054	－	－	－	1,054
(2)金利関連取引		－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引		－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引		－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引		－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引		－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ		－	－	－	－	－	－
派生商品合計		－	1,054	－	－	－	1,054
長期決済期間取引		－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)			－				－
合 計		－	1,054	－	－	－	1,054
令和4年度							
(1)外国為替関連取引		41	443	－	－	－	443
(2)金利関連取引		－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引		－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引		－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引		－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引		－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ		－	－	－	－	－	－
派生商品合計		41	443	－	－	－	443
長期決済期間取引		－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)			－				－
合 計		41	443	－	－	－	443

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P86)をご参照ください。

① 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

② 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	9,079	—	13,733	—
	自動車ローン	27,294	—	26,765	—
	その他	4,944	—	4,513	—
	合 計	41,318	—	45,011	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
令和3年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	41,318	329	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	41,318	329	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和4年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	45,011	359	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	45,011	359	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P88)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子会社が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P86）をご参照ください。

1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	14,375	14,375	14,635	14,635
非上場	169,292	169,292	169,280	169,280
合 計	183,668	183,668	183,915	183,915

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
売却益	6	156
売却損	—	17
償却額	—	—

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評価益	5,116	5,487
評価損	331	267

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	261,944	281,945
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P89）をご参照ください。

ご案内

ホームページ

当会及びJAバンク静岡の情報は、インターネットでご覧いただけます。



静岡県信連ホームページ

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



JAバンク静岡ホームページ

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/>



JAバンク静岡の相談窓口

当会ではより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、利用者の皆さまからの声を誠実に受止める窓口として、「JAバンク相談所」と「静岡県信連窓口」を開設し、当会を利用される皆さまからのご相談等をお受けし、誠意を持って対応しています。

静岡県下JAの事業に関するご相談・苦情等

JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内）

受付時間：月～金曜日（9:00～17:00）〔金融機関休業日を除く〕

TEL.03-6837-1359 JAバンク相談所ホームページ <https://www.jabank.org/support/soudan/>



当会の業務に関するご相談・苦情等

静岡県信連窓口（総務部）

受付時間：月～金曜日（9:00～17:00）〔祝日・当会休業日を除く〕

TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694 Eメール somu@skb.or.jp

または、お取引のある以下の本店・営業部でも受け付けます。受付時間：月～金曜日（9:00～17:00）〔祝日・当会休業日を除く〕

■ 本店営業統括部 TEL.054-284-9699

■ 富士営業部 TEL.0545-61-1550

■ 浜松営業部 TEL.053-453-0121

キャッシュカード盗難・紛失への対応

JAバンク静岡では、お客さまがキャッシュカードを盗難又は紛失された場合に現金の不正引出しを防止するための対応として、お客さまからの受付窓口を24時間体制としています。

キャッシュカード盗難・紛失時の受付窓口

● 平日（9:00～17:00）… お取引のあるJA店舗

● 平日（上記以外の時間帯）、土曜日、日曜日、祝日… JAバンク・キャッシュカード紛失共同受付センター（TEL.0120-112-775）

詳細はお取引店舗又は「JAバンク静岡ホームページ」にてご確認ください。
<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/support/hunsitu/>



索引

本誌は、「農業協同組合法第54条の3」の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

「農業協同組合法施行規則第204条、第205条及び第207条」に定められた開示項目に加え、当会をより深くご理解いただくために当会独自の項目についても掲載しています。

なお、農業協同組合法施行規則に規定されている開示項目は、以下のページに掲載しています。

〈単体開示項目 農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項		4 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
◇業務の運営の組織	2・3・35	5 主要な農業関係の貸出実績	
◇理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	34	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
◇事務所の名称及び所在地	36	7 貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇特定信用事業代理業者に関する事項	36	・有価証券に関する指標	58・61
●主要な業務の内容		1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	
◇主要な業務の内容	29～33	2 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	
●主要な業務に関する事項		3 有価証券の種類別の平均残高	
◇直近の事業年度における事業の概況	38	4 貯証率の期末値及び期中平均値	
◇直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	38	●業務の運営に関する事項	
・経常収益		◇リスク管理の体制	20・21・23
・経常利益又は経常損失		◇法令遵守の体制	22
・当期剰余金又は当期損失金		◇中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	10～19
・出資金及び出資口数		◇苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	27
・純資産額		●直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
・総資産額		◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	40～51
・貯金等残高		・信連の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	56
・貸出金残高		・破産更生債権及びこれらに準する債権	
・有価証券残高		・危険債権	
・単体自己資本比率		・三月以上延滞債権	
・剰余金の配当の金額		・貸出条件緩和債権	
・職員数		・元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	57
◇直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	53～55・58・60・61	◇自己資本の充実の状況	78～89
・主要な業務の状況を示す指標	60・61	◇次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	58～60
1 事業粗利益、事業粗利率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く)		・有価証券	
2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支		・金銭の信託	
3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや		・デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を除く)	
4 受取利息及び支払利息の増減		・金融等デリバティブ取引	
5 総資産経常利益率及び資本(純資産)経常利益率		・有価証券店頭デリバティブ取引	
6 総資産当期純利益率及び資本(純資産)当期純利益率		◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
・貯金に関する指標	53	◇貸出金償却額	55
1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高		◇会計監査人の監査を受けている旨	77
2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		●役員等の報酬体系	
・貸出金等に関する指標	53～55・61	◇役員等の報酬体系(努力義務)	52
1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			
3 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額			

〈連結開示項目 農業協同組合法施行規則第205条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●信連及びその子会社等の概況に関する事項		・経常収益	
◇信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	62	・経常利益又は経常損失	
◇信連の子会社等に関する事項	62	・当期利益又は当期損失	
・名称		・純資産額	
・主たる営業所又は事務所の所在地		・総資産額	
・資本金又は出資金		・連結自己資本比率	
・事業の内容		●信連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
・設立年月日		◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	63～75
・信連が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		◇貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	76
・信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		・破産更生債権及びこれらに準する債権	
●信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		・危険債権	
◇直近の事業年度における事業の概況	62・63	・三月以上延滞債権	
◇直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	63	・貸出条件緩和債権	
		◇自己資本の充実の状況	90～99
		◇事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	76



静岡県信用農業協同組合連合会

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号 TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



- 静岡県信連は、静岡県の豊かな森林づくりをサポートしています。
- この印刷物は環境に配慮し植物油インキで印刷しています。

